

青少年インターネットWG
提言（案）

平成23年7月

青少年インターネットWG

目 次

はじめに	1
第1部 青少年のインターネット利用環境の現状	2
1. 青少年によるCGMサービスの利用の拡大	2
2. 青少年有害情報の流通の増大	8
3. インターネット接続機器等の多様化の進展	11
4. フィルタリングの普及	12
5. 民間団体による自主的な取組の発展	16
6. 国際的な取組の進展 —OECDにおける取組を中心として—	17
第2部 具体的な提言	19
1. 基本方針	19
2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項	22
2-1 保護者	22
2-2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者	24
2-3 インターネット接続役務提供事業者	26
2-4 フィルタリング関係事業者	27
3. 特定サーバー管理者に期待される取組	28
3-1 検討の方向性	28
3-2 個別の義務についての検討	29
3-3 補論：社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダ（サーバー管理者）の民事責任について（青少年インターネット環境整備法附則第4条に対応した検討について）	35
4. CGM運営者に期待される取組	38
4-1 取組全般について関係者に求められる事項	38
4-2 ミニメールの内容確認について	39
5. 第三者機関の在り方	44
5-1 検討の方向性	44
5-2 第三者機関に望まれる事項等	45
6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応	51
6-1 問題の所在	51
6-2 フィルタリング提供義務の在り方	52
6-3 スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応について	57
6-4 フィルタリング設定手順の在り方	61
6-5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者と端末機器製造事業者の協力の推進	61
おわりに ～青少年保護・バイ・デザイン（PCO by Design）の提唱～	62
別紙1 フィルタリング提供義務について	63
別紙2 青少年インターネット環境整備法の適用関係について	64
別紙3 検討結果	65
利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会	
構成員一覧	66
青少年インターネットWG 構成員一覧	67
青少年インターネットWG 審議経過	68

はじめに

平成 22 年 9 月 7 日、利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」又は単に「法」という。）」の成立・施行後の、青少年のインターネット利用を取り巻く状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討することとし、検討の場として青少年インターネットワーキンググループを設置した。

本研究会では、同ワーキンググループにおいて平成 23 年 2 月までに一通りの審議を行い、その結果を中間報告として取りまとめて公表した後、平成 23 年 7 月まで更に検討を要する事項について審議を行い、この度、その結果を、中間報告までに審議した内容と併せて提言として取りまとめたものである。

本提言は、2 つの部分から成り立っている。まず、第 1 部で青少年のインターネット利用環境の現状について、青少年インターネット環境整備法成立後に生じた利用環境の変化を踏まえて概観している。同部では、併せて、これまでになされてきた各関係者による取組も紹介している。第 2 部では、本研究会としての具体的な提言として、5 項目にわたる基本方針及び各関係者に求められる事項や望ましい政策の方向性について記述している。

インターネット上には、青少年の健全な育成を著しく阻害する情報（青少年有害情報）が数多く流通しており、有効な対策が必要であることは論をまたない。一方で、インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用され、国民生活に必要不可欠な存在となっており、青少年にとっても、主に表現活動や知識の習得の場として活用されており、その恩恵は計り知れない。具体的な提言を行う上では、青少年の健全な育成を最大限に図りながらも、インターネットの恩恵を青少年ができる限り享受できるよう配慮した。本提言が制度化される場合にも、その趣旨を踏まえて検討が進められることを期待するものである。

第1部 青少年のインターネット利用環境の現状

青少年インターネット環境整備法は、青少年有害情報を含むサイトに係るトラブルに対処し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、平成20年6月に成立、平成21年4月に施行されたが、成立後3年が経過し、青少年のインターネット利用環境には大きな変化が生じてきている。

第一に、SNS (Social Networking Service) に代表されるCGM (Consumer Generated Media) サービスの青少年利用が拡大している。第二に、一方で、従来型の単純なウェブブラウジングや電子掲示板等も依然として盛んに利用されており、これらのサイト上に流通する青少年有害情報の数も引き続き増加傾向にあると考えられる。第三に、高機能携帯電話端末（スマートフォン）等の、多様な、インターネットと接続する機能を有する機器（以下「インターネット接続可能機器」という。）が現れ、こういった機器が無線LAN等の多様なネットワークに接続する状況が現出しつつある。第四に、現在の青少年のインターネット利用環境整備施策の中核をなしている携帯電話インターネットに係るフィルタリング¹については、立法時と比較して着実に普及が進んだものの、近年、普及率の伸びに鈍化が見られ、依然としてフィルタリングを利用せずに携帯電話インターネットを利用する青少年が多数存在する。第五に、関係者が幅広く連携した民間団体による自主的な取組が発展してきている。第六に、経済協力開発機構（OECD）による取組を中心に、国際的な取組が進展している。

以下では、こうした変化について、変化の現状とこれに伴う課題や関係者の取組について概観する。

1. 青少年によるCGMサービスの利用の拡大

○現状

近年、サイトへの書き込みやメッセージの交換等の双方向コミュニケーションを可能とするCGMサービスの利用が拡大している。CGMサービスには、SNSに加え、プロフィールの交換を主とするプロフサイト、小説や動画等の投稿・交換を主とする投稿サイト等が含まれるが、このうち特にSNSが急速

¹ 本報告書においては、「フィルタリング」として、青少年インターネット環境整備法上の「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」（第2条第9項）と「青少年有害情報フィルタリングサービス」（同条第10項）を総称しており、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための機能を指す。

に普及している²。日本の代表的な SNS である mixi、GREE、Mobage の会員数は、平成 23 年 3 月末時点において延べ約 7,557 万人に達しており、青少年インターネット環境整備法検討時（平成 20 年 3 月末時点では延べ約 2,817 万人）の 3 倍弱となっている。

SNS には、利用者の経歴や顔写真又はアバター（サイト内の擬人キャラクター）等を公開するプロフィール機能、日記や掲示板等の投稿を通じて双方向のコミュニケーションを行うコミュニティ機能、サイト内において利用者間でメッセージをやり取りするメッセージ機能、他の利用者とのコミュニケーションしながらゲームを楽しむソーシャルゲーム機能等様々なものが用意されており、利用者はインターネット上で自由な表現活動やコミュニケーションを楽しむことができる。このように、SNS に代表される CGM サービスは、青少年の自由な表現活動の場やコミュニケーション手段を提供するものであり、表現活動等の体験を通じて青少年の健全な育成にも寄与し得ると積極的に評価できる側面を有している。

○課題

CGM サービスは、前述のとおり、表現活動等の体験を通じて青少年の健全な育成に寄与し得るが、一方で、CGM サービスの利用に関するトラブル³に青少年が巻き込まれるケースの増加が指摘されている。CGM サービスの利用に関するトラブルの中でも、特に、CGM サービス利用に関する青少年の福祉犯被害が増大し問題となっている。

警察庁の統計⁴によれば、いわゆる出会い系サイト⁵に関係した事件の検挙件数が近年減少している（平成 20 年：1,592 件、平成 21 年：1,203 件、平成 22 年：1,025 件）のに対し、CGM サービスに関係した事件の検挙件数は増加傾向を示している（平成 20 年：994 件、平成 21 年：1,347 件、平成 22 年：1,541 件）。罪種別では、青少年健全育成条例違反がほとんどを占めているが（平成 22 年：

² SNS 以外では、近年、特に Twitter に代表される即時配信型コミュニケーションの青少年への普及が進みつつあるとの指摘がある。

³ CGM サービスの利用に関するトラブルは、主として、閲覧そのものではなく、それが不適切に利用された場合に発生しており、例えば「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」等の、閲覧そのものが青少年の健全な育成を著しく阻害すると考えられる情報が惹起する問題とは質的に異なるとの指摘がある。詳しくは脚注 37 参照。

⁴ 「平成 22 年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（平成 23 年 2 月 17 日、警察庁広報資料）

⁵ 本報告書において、出会い系サイトとは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）」に規定するインターネット異性紹介事業を行うサイトを指す。

879件)、強姦等の重要犯罪も少数ながら発生している(平成22年:28件)。

なお、上記に掲げたCGMサービスに関係した事件数の増加については、一部のCGM運営者の取組が遅れており、個別の運営者ごとに分析する必要があるとの指摘がある。また、事件発生から検挙までに相当程度のタイムラグがあり、CGM運営者における直近の取組が検挙件数に反映されるまでにはある程度の時間を要するものと考えられ、それを考慮に入れて、本件調査結果は分析されるべきである。

○関係者によるこれまでの取組

CGMサービス利用に関係する福祉犯被害への対策については、多くの関係者による取組が着実に進展している。

【行政】

行政は、これまでも青少年が安全に安心してインターネット利用できるよう、環境の整備に取り組んできたが、特にCGMサービスの利用に関係する福祉犯被害への対策について、犯罪の取締りの徹底を基本としつつ、関係事業者等による自主的取組を支援する施策を推進している。具体的には、犯罪事例の分析を基に、フィルタリングの普及、CGMサービス会員間のメッセージ機能(いわゆる「ミニメール」)の内容確認に係る法的な位置づけの明確化及び実効性のある機能制限(いわゆる「ゾーニング」)の促進に取り組んでいる。

行政における直近の取組としては関係各省庁によるこれまでの取組を概観し、緊急かつ実効性ある対策を進めるために取りまとめられた「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」(平成23年2月14日犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)が挙げられる。同緊急対策は、「青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及」、「民間事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入の支援」及び「民間事業者による自主的なミニメール内容確認の支援」を柱とするものである。

【民間団体】

P T A、消費者団体、学識経験者及び産業界等の関係者で構成される安心ネットづくり促進協議会⁶において、CGMサービス利用に関係する福祉犯被害防

⁶ P T A団体、教育関係者、携帯電話事業者、インターネット関係者等の幅広い産学の関係者が参画して、平成21年2月に設立された。詳細は、「5. 民間団体による自主的な取組の発展」を参照。

止について検討が進められ、平成 21 年 10 月に報告書「子どもを護るために」⁷がまとめられている。同報告書では、各関係者が果たすべき役割の整理とともに、有効な対策案として年齢認証の確実化とミニメールの内容確認が提言されており、本研究会の第二次提言（平成 22 年 5 月）を踏まえた総務省による法的な位置づけの明確化⁸を経て、CGM 運営者により順次実行に移されている。警察庁の調査結果⁹によれば、福祉犯の被疑者の約 6 割がミニメールを利用しており、約 4 割が年齢等を詐称していることから、両対策の効果が期待されるところである。

また、同協議会では、平成 22 年 10 月に、CGM サービス等を利用する上で被害に遭わないための具体的な対策を簡潔に示した「子どもを守るための緊急アピール」¹⁰を取りまとめて精力的に啓発活動を行った他、平成 23 年 4 月には青少年のコミュニティサイト利用実態や青少年のコミュニティサイト利用にまつわる新たな課題などを明確にした「2010 年度コミュニティサイト検証作業部会最終報告書」（平成 23 年 4 月 28 日公表）を取りまとめて公表しており、その効果が期待される。

【CGM 運営者】

CGM 運営者自身も、青少年利用者に配慮したサイト運営に取り組んでいる。取組の中でも、とりわけ効果が期待されているのが、悪意ある大人による出会いの誘引に悪用され得る特定の機能の制限と、ミニメールやプロフィール、日記、掲示板等の内容確認である。

機能制限は、CGM 運営者ごとにその詳細は異なるが、利用者検索機能やミニメール機能等の、面識のない他人同士の接触を容易にし得る機能について、利用者の年齢やフィルタリングへの加入状況に応じて利用可能な範囲を制限するものである。前出の警察庁の調査結果によれば、福祉犯の被疑者の約 6 割がミニメールでのやり取りを通じて実際の出会いに繋げていることから、その効果が期待されている。なお、前述のとおり、機能制限による福祉犯被害の防止の実効性を高める観点から、携帯電話事業者が保有する利用者の情報を利用した年齢認証の確実化が、平成 23 年 1 月下旬以降大手の CGM 運営者により導入

⁷ <http://good-net.jp/modules/news/uploadFile/2009102925.pdf> 参照。

⁸ ミニメールの内容確認については、通信の秘密を侵害に該当するものの、通信当事者たる利用者からの有効な同意がある場合には、実施可能と整理された。また、年齢認証の確実化については、年齢情報を CGM 運営者に対して第三者提供する際には、同意を取得することが必要と整理された。

⁹ 「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について（平成 22 年下半年）」（平成 23 年 5 月 19 日、警察庁広報資料）。

¹⁰ 「親子で話そう!」、「フィルタリングを使おう!」及び「知らない人の誘いに乗らない!」を 3 か条とするもの。<http://good-net.jp/modules/news/uploadFile/2010100847.pdf> 参照。

されつつあり、早期の実現とその効果が期待されている¹¹。

内容確認については、主要なCGM運営者が工夫を重ね、前提となる、約款の策定及び効率的かつ実効的な監視手法の開発を進めてきた。とりわけミニメールの内容確認は、複数のCGM運営者により導入され効果を上げているとの報告がある。現在、CGM運営者は内容確認の更なる実効性向上の観点から体制の整備や手法の改良等随時改善に取り組んでおり、福祉犯被害の防止に一層の効果が期待される。

その他、CGM運営者は、利用者からの通報機能の拡充や、不適切な投稿への対応、前述の安心ネットづくり促進協議会や行政と連携した啓発活動の充実にも精力的に取り組んでいる。

【監視事業者】

CGMサービスの利用に関係する福祉犯被害に注目が集まる中、サイトの監視業務を専門的に請け負う監視事業者が数多く現れている。大手CGM運営者は、自ら監視体制を確立する他、これらの監視事業者を積極的に活用しており、監視事業者はCGMサービスの健全化に大きく寄与しているといえる。また、CGM運営者の中には、自ら十分な監視体制を確立できない小規模な事業者も多数存在しており、監視事業者の活用はこういった中小CGMサービスの健全化にも資するものと評価できる。平成22年4月には、大手の監視事業者が監視事業者連絡会を設立し、新規のCGM運営者向けに監視業務の概要を解説したガイドライン「監視会社が提案するコミュニティサイト監視業務基本ガイドライン」を公表しており、特に、中小CGMサービスの健全化に効果を発揮するものと期待されている。

【第三者機関】

第三者機関は、CGMサービスの健全化に特に大きな役割を果たしている。民間の第三者機関は、CGMサービス等青少年利用の多いモバイルコンテンツビジネスの発展と青少年の保護を両立させる有効な対策として、総務省研究会「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の「中間取りまとめ」（平成20年4月）で提言された。同提言における民間の第三者機関は、公正かつ透明な形で、青少年保護に配慮したサイトを認定し、フィルタリングによる閲覧制限を解除させる機能を営み、CGM運営者に青少年の利用に配慮

¹¹平成23年1月にはKDDI（株）からプレスリリースが発表され、同月下旬以降、au one GREEのみならず、mixi、Mobageにおいても、順次年齢確認サービスの提供がなされることが公表され、実際 au one GREE においては、平成23年1月下旬から、Mobage においては同年4月下旬から導入された。mixi においても近日中に導入される予定である。

した運用管理体制の確立に向けたインセンティブを付与する機関として構想されている。

同提言と前後して、実際に、第三者機関である一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」という、設立時は有限責任中間法人）が平成20年4月に設立され、現在EMAが認定したモバイルサイトはブラックリスト方式のフィルタリングにおいて閲覧制限の対象から除外されている¹²。また、同年5月には、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI、設立時は有限責任中間法人）が設立され、平成21年10月には健全性の認定を開始している。

EMAの活動について詳述すると、EMAは平成20年7月からコミュニティサイト（CGMサービス）の運用管理体制認定のための審査の受付を開始している。EMAにおける審査・認定は、EMA内部の基準策定委員会により策定された基準に基づき、EMA内部の審査・運用監視委員会が行っている。また、認定後もEMAの策定した基準に合ったサイト運営がされているか審査・運用監視委員会による運用監視が行われる。なお、基準策定委員会も、審査・運用監視委員会も、認定を受ける事業者等と利害関係を有しない第三者の有識者で構成された独立した委員会であり、相互に干渉しえない仕組みが講じられている。

EMAがコミュニティサイト（CGMサービス）の運用管理体制認定のために策定した基準は、基本方針、監視体制、ユーザー対応、啓発・教育の4カテゴリ23項目から構成される詳細な基準であり、青少年保護に十分な運用管理体制の確保をCGM運営者に促すものと評価できる。平成23年6月30日現在、EMAからコミュニティサイト運用管理体制認定を受けたサイトは、33サイトとなっている。

【フィルタリング関係事業者】

フィルタリング関係事業者においても、CGMサービスの利用に伴う青少年のトラブルを防ぐための取組が見られる。

従来、掲示板・ブログ・プロフィール・SNS等双方向利用が可能なサイトは、一般に全てが「コミュニケーション」カテゴリとして、フィルタリングリスト上に分類・収録され、また特に携帯電話向けのフィルタリングでは、同カテゴリが一律に閲覧制限の対象とされてきた。携帯電話向けフィルタリングのフィルタリングリスト提供事業者であるネットスター（株）は、青少年の安全

¹² ブラックリスト方式のフィルタリングにおける初期状態において、EMA認定サイトは閲覧制限の対象から除外されているが、フィルタリングのカスタマイズ機能を利用して、EMA認定サイトを閲覧制限の対象とすることも可能である。

な利用等へのサイト運営側の配慮の程度を、主に提供機能面等から外形的に評価する仕組みを新たに構築し、同カテゴリを4段階に細分化している。この取組は、第三者機関の認定を受けにくいような、比較的規模の小さいCGM運営者等であっても、適切な青少年保護への取組を行ってれば、フィルタリングによる一律の閲覧制限対象となることを避けることができるという特色を有しており、中小CGMサービスの健全化に資する取組と評価できる。既に、この新しい分類基準のフィルタリングリストが一部の携帯電話事業者によって採用されている。

2. 青少年有害情報の流通の増大

○現状と課題

CGMサービスの青少年利用が拡大しているとはいえ、従来型の単純なウェブブラウジングや電子掲示板も依然利用されており、インターネット上に流通する青少年有害情報の数は引き続き増加傾向にあると考えられる。サイト上に流通する青少年有害情報の数を正確に示した統計は存在しないが、例えば、インターネット・ホットラインセンターが違法有害情報として通報を受理した件数は、平成19年に84,964件だったのが平成21年には130,586件、平成22年には175,956件に増加しており、違法有害情報の増加傾向がうかがえる¹³。

○関係者によるこれまでの取組

青少年有害情報の流通の増大に対する取組は、インターネット上の自由な表現活動及び青少年の知る権利を確保する観点から、情報の発信者側ではなく、フィルタリングといった受信者側でのコントロールを促進する施策を中心になされてきた。しかしながら、増大する青少年有害情報の流通に効果的に対処するため、引き続き受信者側でのコントロールを重視しつつも、発信者側へのアプローチも行われている。

例えば、青少年インターネット環境整備法では、特定サーバー管理者（法第2条第11項）¹⁴に対して、青少年閲覧防止措置（法第21条）、連絡受付体制整

¹³ インターネット・ホットラインセンターの違法有害情報と青少年インターネット環境整備法が対象とする青少年有害情報とは重複する部分が存在すると考えられるものの、各々の定義が異なること、青少年有害情報の個別該当性は情報の受信者側で判断されること等に留意する必要がある。

¹⁴ 法第2条第11項「この法律において『特定サーバー管理者』とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。」

備（法第 22 条）及び青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存（法第 23 条）について努力義務を定めている。また、法の施行前から、特定サーバー管理者において、違法有害情報に対する自主的な取組が進められてきている。これらの取組の一部について、個々の事業者等による取組と、事業者団体等による取組とに分けて紹介する。

【個々の事業者による取組／サービス約款の整備】

特定サーバー管理者には、電子掲示板の管理者、ホスティングサービス事業者等の様々な主体が含まれ、個々の特定サーバー管理者による取組は多々あり得る¹⁵が、ここでは上位の特定サーバー管理者（ホスティングサービス事業者等）が、下位の特定サーバー管理者（電子掲示板の管理者等）との間で締結するサービス約款を整備して、青少年有害情報対策を行っている例を紹介する。サービス約款による青少年有害情報対策の例としては、主に、以下の 2 つの取組が挙げられる。

i) 青少年有害情報の掲示禁止

上位の特定サーバー管理者が提供するサービスを利用して、青少年有害情報をインターネット上に流通させる行為を禁止行為として定め、下位の特定サーバー管理者が当該定めに反した場合、上位の特定サーバー管理者において、当該青少年有害情報の削除を行い得る、さらには下位の特定サーバー管理者に対するサービスの提供停止や解約を行い得る旨をサービス約款で定めている例。

ii) 連絡先の明示

特定サーバー上にメールアドレス等の連絡先を明示することを要請し、下位の特定サーバー管理者が当該定めに反した場合、上位の特定サーバー管理者は、サービスの提供停止や解約を行い得る旨をサービス約款で定めている例。

【事業者団体等による取組】

上記でその一例を記載した個々の特定サーバー管理者の取組とともに、特定サーバー管理者たる事業者で構成される事業者団体等によっても、インターネット上の違法有害情報に対する対策は、青少年インターネット環境整備法の施行以前から継続的に進められてきている。違法有害情報は、青少年有害情報と重なる部分があり、その意味では事業者団体等においても青少年有害情報対策

¹⁵ 個々の電子掲示板の管理者等による自主的な青少年有害情報対策も相当程度行われているとの指摘がある。

が進められてきていると評価できる。

特に重要な例として、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟の4団体（以下、これらの4団体を総称して「関連事業者4団体」という。）が参加する違法情報等対応連絡会による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」（平成18年11月、その後改訂）及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（平成18年11月、その後改訂）の策定等がある。これらの従前の取組については、総務省検討会「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の「最終取りまとめ」（平成21年1月）で詳しく記載されている点でもあるので、本報告書では青少年インターネット環境整備法の施行（平成21年4月）以降に行われた事業者団体等の取組を例として紹介する。

i) 違法有害情報相談センターの体制強化

違法有害情報相談センター（前身：違法・有害情報事業者相談センター）は、電気通信事業者から寄せられるインターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口として、社団法人テレコムサービス協会内に、総務省の支援のもと、平成20年2月に設立された。

当初、同センターは総務省に登録がある電気通信事業者及び関連事業者4団体の会員事業者の相談窓口として機能していたが、その後、平成21年8月に体制を強化し、前記会員事業者のみならず、学校関係者、中小プロバイダー、掲示板管理者等からの相談にも対応することとしている。さらに、受け付ける相談の内容も、違法有害情報に限らず、ネットいじめ等に至るまで幅広く対応することとなっている。

ii) 関連事業者4団体によるガイドライン等の改訂

前述のとおり、違法有害情報対策として、関連事業者4団体において平成18年11月に策定された「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」は、その後の法改正等に対応して自主的に改正が重ねられ¹⁶、変化する違法有害情報に対応したものとなっている。

【第三者機関による取組】

モバイルコンテンツにつき審査・認定を行う第三者機関であるEMAは、前述したコミュニティサイト運用管理体制認定とは別に、平成21年10月からサ

¹⁶ 例えば、平成22年1月に、薬物関連法規の判断基準について細分化を行い明記する他、平成22年9月には貸金業法の改正に対応した改正を行っている。

イト表現運用管理体制認定のための審査を開始している。当該認定基準は4カテゴリ14項目からなる詳細なものであり、サイト管理者が運用管理体制を構築するに際し、アクセス制限対象とすべき5要件として、①画像・表現・描写などにより著しく性欲を刺激するもの、②暴力的又は陰惨な画像・表現・描写などにより興味本位に暴力行為又は残虐性を喚起・助長するもの、③自殺を誘発・助長・ほう助するもの、④犯罪行為及び刑罰法令に抵触する行為又は誘引・助長・ほう助するもの、⑤その他、青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがあるものが挙げられており、青少年有害情報への対策を行っているとは評価できる¹⁷。平成23年6月30日現在、サイト表現運用管理体制認定を受けたサイトは3サイト存在する。

3. インターネット接続可能機器等の多様化の進展

○現状

情報通信技術の発展に伴い、スマートフォン等の多様なインターネット接続可能機器が現れ、こういった機器が多様なネットワークに接続する状況が現出しつつある。

インターネット接続可能機器については、従来のパーソナルコンピュータや携帯電話端末に加え、スマートフォン、スレート型パーソナルコンピュータ、電子書籍端末、携帯型ゲーム機、WiMAXモバイルルータ等の多様な端末の普及が進みつつある。このうち、近年、急速に普及が進みつつあるのがスマートフォンである。スマートフォンと従来の携帯電話端末の境界は曖昧でありスマートフォンを厳密に定義することは困難であるが、一般的に、スマートフォンは従来の携帯電話端末と比較して、アプリケーションを追加する等の事後的なカスタマイズが可能であり、より利用の自由度が高い¹⁸。また、無線LAN等の、携帯電話インターネット網以外の回線を通じてインターネットに接続することができる。

ネットワークについては、特に無線ネットワークの多様化が顕著である。従来の携帯電話回線網を利用したインターネット接続に加えて、公衆無線LANが本格的に普及期に入っている。また、WiMAXやLTE等の新たな通信規格が出現している。

¹⁷ EMAはサイト上の表現の運用管理体制につき認定を行っているものであり、個々の表現について認定を行っているのではない。

¹⁸ 青少年インターネット環境整備法の「携帯電話端末」（第2条第7項）には従来の携帯電話端末のみならず、スマートフォンも含まれると考えられる。

○課題

多様なインターネット接続可能機器等の出現は、青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリング提供義務規定の課題を浮き彫りにしている。第一に、新たに出現したサービスについて、青少年のインターネット利用への影響という観点から、法が課すフィルタリング提供義務が重すぎるのではないか、あるいは軽すぎるのではないかとの指摘がなされている。例えば、携帯電話端末から携帯電話インターネット網を通じて携帯電話インターネットに接続する際には法第17条の義務対象となるが、無線LANを通じて接続する際には法第18条の義務対象となる点があげられる。(詳しくは第2部「6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応」参照。) また、携帯電話端末を利用したインターネット接続について、携帯電話インターネット接続事業者のみにフィルタリング提供義務を課し、携帯電話端末等¹⁹の製造事業者に義務を課していないことが、フィルタリング提供義務の円滑な履行を妨げているのではないかとの指摘がある。例えば、スマートフォンのように高い処理能力を持つ端末では、端末側でフィルタリングを提供することが技術的に可能になっているが、法の義務規定がネットワーク側(携帯電話インターネット接続事業者)に課されていることが、ネットワーク側のフィルタリング技術開発が主になることにつながり、携帯電話端末等におけるフィルタリング技術の円滑な発展を妨げる要因の一つとなっているのではないかとの指摘がある。

○関係者によるこれまでの取組

現状では、新たなインターネット接続可能機器等についても、事業者によって法が求める範囲のフィルタリング提供義務が確実に履行されている。例えば、スマートフォン(携帯電話回線利用の場合)については、法第17条第1項が適用されると解されており、携帯電話インターネット接続役務提供事業者によって確実にフィルタリングが提供されている。また、法の求める範囲外であっても、事業者の自主的な取組によってフィルタリングの提供がなされている場合もある。例えば、スマートフォン(無線LAN利用の場合)には、携帯電話事業者に提供義務はないが、一部端末では、無線LAN利用の場合にも携帯電話事業者の提供するフィルタリングを利用することが可能となっている。

4. フィルタリングの普及

○現状

フィルタリングについては、青少年有害情報への有効な対策として、その普及が行政及び民間の関係者によって図られてきた。

¹⁹ 携帯電話端末及びPHS端末(法第19条)。

特に、携帯電話端末を利用したインターネット接続へのフィルタリングについては、平成 19 年の総務大臣による携帯電話事業者等への要請²⁰が契機となって急速に普及が進んだ。平成 21 年 4 月に施行された青少年インターネット環境整備法では、フィルタリングの提供が原則義務化され、より一層普及が進んでいる。携帯電話向けフィルタリングの契約数は約 777 万契約（平成 23 年 3 月末時点）に達しており、平成 19 年の総務大臣要請前の約 210 万契約と比較して、4 倍弱となっている。また、フィルタリング機能の改善も図られている。以前のフィルタリングは画一的で、利用者側の意図を適切に反映させることが難しい等の問題点が指摘されていたが、総務省研究会「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間取りまとめ（平成 20 年 4 月）」で改善点について議論され、これを受けて、総務省はカスタマイズ機能²¹の実装等の利用者の選択肢を増やすサービス提供の検討を携帯電話事業者等に要請した²²。その後、各携帯電話事業者が順次カスタマイズ機能をはじめとし、インターネット機能の利用時間帯制限機能や年齢層別のフィルタリングの提供を開始している。

○課題

上述のように、携帯電話フィルタリングは着実に普及が図られてきているものの、ここ数年、普及率が伸び悩みつつあるとの指摘がなされている。内閣府による調査²³では、平成 22 年 9 月時点の携帯電話向けフィルタリングの普及率は、高校生で 49.3%、中学生で 67.1%、小学生で 77.6%となっており、普及に天井感が見られる。

このように、普及に天井感が見られる主要な理由としては、フィルタリング解除のリスクを正しく伝えられないまま保護者が解除を行うことや、個別の事情に合わせた調節（カスタマイズ機能等）の必要性や具体的な方法が保護者に伝えられていないこと等が考えられるため、フィルタリングそのものに対する保護者の理解が図られるよう、関係者が保護者の理解促進をサポートする取組をさらに進めることによって、一層の普及を図ることが必要である。

○関係者によるこれまでの取組

²⁰ 「青少年が使用する携帯電話・PHSにおける有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の導入促進に関する携帯電話事業者等への要請」（平成 19 年 12 月 10 日）。

²¹ アクセス制限対象をカテゴリやサイトごとに個別設定できる機能。

²² 「携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等に関する携帯電話事業者等への要請」（平成 20 年 4 月 25 日）。

²³ 「平成 22 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 23 年 2 月公表）。

フィルタリングの普及は、青少年インターネット利用環境整備施策の中核として、関係者によって精力的に進められてきたところである。

【国及び地方公共団体】

前述のとおり、国は、平成 21 年 4 月に青少年インターネット環境整備法を施行し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続可能機器製造事業者に、それぞれフィルタリング提供義務を課し、フィルタリングの普及を進めている。同法の施行後も、引き続き、平成 21 年 6 月に策定した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（いわゆる青少年インターネット環境整備基本計画）に基づいて、普及啓発等の活動を精力的に進めている。また、平成 23 年 3 月には、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、経済産業省）が行われ、関係府省庁の緊密な連携のもと、フィルタリング普及のための取組等が総合的・重点的に行われている。同緊急対策の一環として、同年同月、総務省から携帯電話事業者に対し、保護者への説明を強化するよう要請が行われ、同時に、総務省及び経済産業省から、携帯電話販売代理店等に対して、上記の携帯電話事業者に対する要請内容を周知している。

地方公共団体においても、フィルタリングの普及が進められている。一部の都道府県で、条例の具体的な規定に差異は見られるものの、携帯電話事業者、インターネット接続事業者及びインターネット接続可能機器製造事業者にフィルタリング提供義務（努力義務を含む。）を課す条例が制定、施行されつつある。近年では、フィルタリングの更なる普及の徹底を目指し、保護者による安易なフィルタリング解除を防ぐため、複数の都府県（兵庫県、石川県、埼玉県、京都府、神奈川県、静岡県、東京都、大阪府、鳥取県、岡山県）で、保護者に対して、フィルタリング不要の申出をする際の理由の限定及び理由書の提出義務を規定する条例が制定されている。また、広島市ではフィルタリング機能にかかる基準を市が具体的に策定する旨規定した条例が制定されている他、石川県では、保護者に、小学生・中学生等に携帯電話端末を持たせない努力義務を課す条例が制定されている。

【携帯電話事業者】

携帯電話事業者もフィルタリングの普及促進に取り組んでいる。携帯電話事業者は、社団法人電気通信事業者協会内において「青少年有害情報対策部会」（平成 17 年設立）を定期的で開催し、青少年の携帯電話の安全な利用促進のために必要な施策等の検討を業界全体として行っている。

また、各事業者ごとの取組も進んでいる。第一に、利用者のニーズに合わせて、フィルタリングの充実・改善に取り組んでいる。例えば、アクセス制限対象をカテゴリやサイトごとに個別設定するカスタマイズ機能が複数の携帯電話事業者で提供されている。この他、インターネット機能の利用時間帯制限機能や年齢層別のフィルタリングも提供されている。第二に、窓口でのフィルタリングの加入奨励等に尽力している。例えば、フィルタリングの原則提供を確実にするための申込書欄の改定を行っているほか、保護者による安易なフィルタリング解除を防止するための解除理由の取得等を行っている。平成22年4月には、窓口での望ましい対応を示した指針（「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」²⁴）を社団法人電気通信事業者協会が策定しており、携帯電話事業者各社がこの指針に基づいて窓口の運用を強化している。第三に、フィルタリングの普及啓発に取り組んでいる。例えば、普及啓発を目的とした事業者独自の教育プログラムを全国で実施している他、行政と連携した普及啓発活動「e-ネットキャラバン」の講師派遣に主体的に取り組んでいる。

【フィルタリング関係事業者】

フィルタリング関係事業者も、フィルタリングの充実・改善と普及啓発に取り組んでいる。フィルタリング関係事業者の活動には、とりわけ、ヤフー（株）とネットスター（株）による研究会「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」の活動が挙げられる。同研究会は、青少年の適切なインターネット利用を促進するため、主に保護者向けの情報提供を目的として平成20年4月に設立され、調査研究や普及啓発活動に取り組んでいる。ネットスター（株）では、同研究会の第一次提言を参考に、青少年の安全な利用等へのサイト運営側の配慮の程度に応じ、フィルタリングに係るカテゴリ分類基準を細分化し、一部の携帯電話事業者に提供している。なお、同研究会は平成23年6月より第3期の活動として、保護者向け教育の実態調査及びその在り方についての検討を開始している。

この他、保護者及び青少年のメディア利用についての学識者で構成された会議「保護者のためのフィルタリング研究会」が大手フィルタリング関係事業者により平成22年4月に設立されている。同会議は、フィルタリング全般がより利用者（保護者）本位で提供されるために解決すべき課題等を明らかにし、改

²⁴ 同指針は、「使用者の確認」、「携帯電話等インターネットサービス及び携帯電話等フィルタリングサービスの説明」、「加入/非加入意思の確認」、「利用中の携帯電話等フィルタリングサービス解除申出の確認」の各フローに従って、望ましい対応を示している。
<http://www.tca.or.jp/mobile/filteringshishin.html> 参照。

善のための提言を行うことを目的に、調査研究に取り組んでいる。平成 23 年 1 月にはフィルタリング提供事業者への提言や、保護者向けのフィルタリング利用ガイドラインなどをまとめた活動報告書を公表している²⁵。

【第三者機関】

EMAは、モバイルコンテンツの認定関連業務と別に、ICTリテラシーの啓発・教育活動も行っている。具体的には、「ケータイ・インターネットの歩き方」と題する青少年及び保護者向けの啓発・教育コンテンツを作成し、自らのホームページ等に掲示する他、小中学校における情報モラル教育の講演等も行い、青少年や保護者のICTリテラシーの向上のための活動を行っている。

5. 民間団体による自主的な取組の発展

従来から、青少年のインターネット利用環境整備については、社団法人日本PTA全国協議会や社団法人全国高等学校PTA連合会等のPTA団体、事業者団体及びNPO²⁶等が幅広い活動を行ってきたが、民間の自主的な取組の尊重を基本理念に掲げる青少年インターネット環境整備法の成立により、こうした活動がより一層活発になっている。こういった民間団体による自主的な取組は、自浄能力のあるインターネット世界の構築に向けて重要な意義を有している。

こうした民間の活動の中でも、とりわけ、幅広い関係者の参画により平成 21 年 2 月に設立された安心ネットづくり促進協議会の活動が注目される。同協議会は、総務省の「安心ネットづくり促進プログラム」²⁷を受けて、PTA団体、教育関係者、携帯電話事業者、インターネット関係者等の幅広い産学の関係者が参画して設立された団体であり、インターネット利用環境の整備を目指した普及啓発活動や調査検証事業等を行っている。

²⁵ 同報告書では、フィルタリング提供事業者向けの四つの行動指針として「基本性能を高める努力」、「青少年の安全を最優先にしたサービス設計や運用」、「保護者の理解度や予備知識に応じたサービス設計」及び「製品・サービスの透明性確保への積極的な努力」を提言している他、行政や関係事業者等に対して個別に提言を行っている。「保護者のためのフィルタリング研究会活動報告書」については以下を参照。

<http://www.parental-filtering.org/files/report20110121.pdf>

²⁶ 例えば、NPO法人CANVASは、「こども向け参加型創造・表現活動の全国普及・国際交流を推進するNPO」として、こどもの新たな学びと創造の場となるワークショップや、インターネットや携帯電話の功罪をテーマにしたセミナー等を開催している。また、各地域に学校等と連携した青少年に対するICTリテラシー教育等を行うNPO等が多数活動している。

²⁷ 平成 21 年 1 月 6 日に策定されたインターネット上の違法・有害情報対策の包括的政策パッケージ。

具体的には、P T A団体等と連携したシンポジウムやワークショップ等を各地で開催し、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでいる。この他、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及等の活動に取り組んでいる²⁸。また、有識者やインターネット関連企業を中心に幅広く知見を集約し、青少年の成長に係るインターネット影響調査、C G Mサイトにおける福祉事犯対策や児童ポルノ対策等について、調査・検証・対策を行っている²⁹。これらの調査研究成果は、行政、民間企業、教育機関等の活動に反映されつつあり、その効果が期待されている。

6. 国際的な取組の進展 ―O E C Dにおける取組を中心として―

インターネット上の青少年保護に対しては、国内のみならず国際的にも継続して様々な取組が行われている。

国際的な取組としては、特に、国際機関においても絶え間ない努力が行われてきており、日本もこれに積極的に関与している。

まず、O E C Dにおいては、インターネット上の青少年保護について、理事会勧告への合意形成に向けた議論が進展してきている。O E C Dにおける取組は、情報・コンピュータ・通信政策委員会(Committee for Information, Computer and Communications Policy, I C C P)の情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会(Working Party on Information Security and Privacy, W P I S P)において、平成20年6月に行われたインターネット経済の未来に関するソウル閣僚会議の成果である「ソウル宣言」を踏まえて、開始され、同年11月には日本からの提案に基づいて、W P I S PはO E C Dにおける分析レポートの作成及びポリシーガイダンス又は勧告案の策定につき合意した。

さらに、平成21年4月にはA P E C/O E C Dの共催シンポジウムが開催された他、平成22年にはインターネット上の子どもが直面する危険とその保護に

²⁸ 「地域事業」として、協議会会員のナレッジとノウハウを連携する内容で国民一人ひとりが考えることを目的に、全国各地でのシンポジウム等の啓発事業を26ヶ所で実施している(平成22年末時点)。また、「全国事業」として、平成21年8月に「もっとグッドネット」ポータルサイトを立ち上げ、協議会としてのアピールである「もっとグッドネット宣言」を募る等、協議会会員内外を含めたリテラシー向上のための取組を行っている。

²⁹ 「暴力・いじめ」「性行動」「自殺」「依存」の4つの分野についての「インターネット上の違法有害情報の分野別影響調査」(継続実施中)、児童ポルノ対策のうち「I S P技術者によるブロッキングに関する技術面・コスト面検討」「法的問題の検討」等に関する成果報告書の取りまとめ(平成22年6月)、コミュニティサイトの利用を契機として発生している問題について、その課題整理と新たな対策を検討した報告書「子どもを護るために」(平成21年10月)、「2010年度コミュニティサイト検証作業部会最終報告書」(平成23年4月28日公表)の取りまとめ等を行っている。

向けた既存政策に関する分析が実施され、平成23年5月に報告書が公表された。

これらの取組を経て、同年6月のWPISPにおいては、インターネット上の青少年保護に関するOECD勧告案のドラフトが事務局より提示されており、現在、勧告案の内容について調整が進められている。このOECD理事会勧告は、今後のOECD各国における今後の青少年保護施策の基本的な方向性を示すものとなると考えられる。

一方、国際電気通信連合(International Telecommunications Union, ITU)においても同様の取組が進められている。まず平成21年6月にはITU及び総務省共催による、「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」が行われ、その成果として「東京声明」が発表された。またITUの理事会の下にあるインターネット上の青少年保護に関する作業部会や、ITUが主催する世界情報社会サミット(World Summit on the Information Society, WSIS)においても、インターネット上の青少年保護が課題として取り上げられており、日本からは適宜取組を紹介している。

その他、平成22年10月には、第8回APEC電気通信・情報産業大臣会合(TELMIN8)において青少年保護を盛り込んだ「沖縄宣言」が発表されている。

さらに、平成23年5月、フランスのドーヴィルで開催されたG8サミットの「G8ドーヴィル・サミット首脳宣言」においても、リテラシーの向上および保護者の役割など、インターネット上の青少年保護について言及がなされている³⁰。

上記をはじめとして、青少年保護に対する国際的取組は多々存在するところ、日本国内における青少年保護対策もこれらの国際的取組と歩調を揃えて行っていく必要がある。

³⁰ 「Ⅱインターネット 18. 我々は、児童の人身売買及び性的搾取のためのインターネットの利用と闘うよう、すべての利害関係者に要請する。我々はまた、リスクの認識を含め子供のインターネット・リテラシーを向上させること、及び表現の自由と整合的な形で親が十分に管理するよう奨励することによって、子供が安全にインターネットを利用できる環境の構築に向けて取り組む。」(首相官邸HPより引用)

http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/27g8_ky.html

第2部 具体的な提言

本研究会では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について以下のとおり提言する。提言は、まず基本方針を確立し、それに基づいて各関係者に求められる役割と各関係者に当面具体的に求められる事項を整理している。さらに、特に検討が必要な4つの事項（特定サーバー管理者に期待される取組、第三者機関の在り方、多様なインターネット接続可能機器等への対応、CGM運営者に求められる取組）については、それぞれ項を分けて検討している。

1. 基本方針

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策（以下「青少年インターネット利用環境整備施策」という。）は、以下の5つの基本方針に則してなされるべきである。

①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

青少年インターネット利用環境整備施策は、青少年のインターネットを適切に活用する能力（以下「リテラシー」という。）の向上を図ることと、青少年による青少年有害情報の閲覧の機会をできるだけ少なくすること（青少年有害情報の閲覧機会の最小化）という2つの対策を軸として展開されるが、このうちリテラシーの向上を基本として行われるべきである。

インターネット上には、青少年の健全な育成を著しく阻害する青少年有害情報が流通しており、有効な対策が必要であることは論をまたない。一方で、インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用され、国民生活に必要不可欠な存在となっており、青少年にとっても、主に表現活動や知識の習得の場として活用されるなど、その恩恵は計り知れない。

青少年有害情報の閲覧機会の最小化は必要かつ有効な対策ではあるが、成人になるまでに十分なリテラシーを身につけることが必須であること及び閲覧の機会を完全になくすことが非常に困難であることを斟酌すれば、青少年インターネット利用環境整備に係る根本的な対策はリテラシーの向上を着実にを行うこ

とによってなされるべきである。また、閲覧機会の最小化はインターネット上の自由な表現活動等への重大な影響があり、この観点からもリテラシーの向上を基本的な施策とすべきである。

もちろん、全ての青少年に一定以上のリテラシーを身につけさせた上でインターネットを利用させることが困難であることを考えれば、フィルタリング等の青少年有害情報の閲覧機会の最小化も重要な施策であって軽視されるべきではなく、リテラシーの向上を補完する形でなされるべきである。リテラシーの向上と青少年有害情報の閲覧機会の最小化のバランスは、青少年の発達段階に応じて変化させていくことが望ましい。具体的には、低年齢層等のリテラシーの低い青少年に対しては、リテラシーの向上を基本としながらも、閲覧の機会の最小化にも重点をおき、青少年の発達に伴って段階的に閲覧機会の最小化の比重を軽くし、青少年の自律的な利用を前提とした対策、すなわちリテラシーの向上に移行していくことが望ましい。

②受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動を確保する観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

青少年有害情報の閲覧機会の最小化については、情報の発信者側へのアプローチと、情報の受信者側へのアプローチに大別することができる。前者としては、例えば、特定サーバー管理者に対する青少年閲覧防止措置の努力義務が、後者としては、例えば、利用者やその保護者による自発的なフィルタリングの導入やペアレンタルコントロール機能の活用があげられる。青少年有害情報への対応は、インターネット上の自由な表現活動や青少年の知る権利等を確保する観点から、情報の発信者側ではなく、受信者側へのアプローチを原則とすべきであって、たとえ、特定サーバー管理者等の、情報の発信者や情報の媒介者に対して、行政が規制を行う場合であっても、補足的な対策として必要最小限にとどめなければならない。

③保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する役割を担い、権利を持つのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。

青少年のインターネット利用環境整備についてどのような対策をとるべきか

という判断は、青少年の置かれている環境やその発達段階や教育方針に応じて異なり得るため、かかる事項に適切な判断を下す能力を持ち、役割を担い、権利を持つのは、一義的には、青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。

しかしながら、情報通信技術の急速な発達に伴うインターネット上のサービスの多様化等の事情を斟酌すると、その役割を果たすには保護者に相応のリテラシーが要求されており、保護者が単独でその役割を全うすることは現実的ではない。こういった事情に対応し、関係者（行政、関係事業者、教育関係者、地域、民間団体等）は連携協力して、保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。

④民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に当たっては、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

インターネット上の自由な表現活動等の重要性に配慮すれば、青少年のインターネット利用環境整備施策は、まずは民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援することでなされるべきである。民間による自主的かつ主体的な取組及びこれに対する行政の支援が有効であることは、法の施行以降、民間の各関係者（教育関係者、事業者、民間団体等）による取組が、フィルタリングの普及等、インターネットの利用環境整備に効果をあげてきたことから明らかである。

⑤有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

法附帯決議（平成20年6月10日参議院内閣委員会）第4項にも明らかなように、いかなる情報が青少年有害情報に該当するかは、民間の判断の積み重ねにより絶えずコンセンサスの形成が目指されるべきものであり、青少年有害情報の具体的な基準策定及び当該基準に基づいた個別の判断に国の行政機関等（国の行政機関及び地方公共団体等）が干渉してはならない。

2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項

2-1 保護者

○求められる役割

基本方針でも触れたとおり、保護者には、その保護する青少年のインターネット利用環境整備に係る対策について青少年の発達段階や教育方針に応じて適切に判断する役割を担うことが求められ、かかる事項に適切な判断を下すために必要な知識・能力を身につけることが求められる。具体的には、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを積極的に認識すること、青少年のインターネットの利用の状況と青少年のリテラシーの向上を図るとともにそのレベルを適切に把握すること、及び保護者自らのリテラシーを向上させることが求められると考えられる。

○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、保護者には特に以下の事項が求められる。

- ✓ 新たにインターネット接続サービスを青少年に利用させる場合には、発達段階に応じた適切な利用ルールを定め、ルールの履行状況を継続的に管理することが求められる。利用ルールを定めるにあたっては、家族間のコミュニケーションや青少年の生活習慣に与える影響について特に留意することが求められる。
- ✓ フィルタリング等によるインターネット利用の管理の比重を軽くし、青少年の自律的な利用を前提とした対策に移行する場合は、青少年のリテラシーが十分な水準に達していることが前提となると考えられ、保護者は、青少年本人の申し出のみによらず、日常の家庭内での会話の内容等に基づき、青少年のリテラシーの水準を適切に評価することが求められる。

○リテラシーが十分でない保護者への対応

リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘がある。こういった状況に対応するため、保護者の判断の制限（フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等）が検討され、一部地方公共団体の条例で規定されているところ、法律でも規定すべきとの指摘がある。

こういった取組は、フィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられる。しかしながら、基本方針に沿えば、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、保護者が自らの教育方針等に基づきフィルタリング解除が適切と判断しても解除ができない場合があり得るというデメリットが生じることを斟酌すれば、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきである。

なお、たとえ各地方の実態に鑑みた例外的な措置であっても、保護者の判断を完全に制限する取組（フィルタリング完全義務化）は、過度に保護者の判断を制限しており、行うべきではない。

もちろん、リテラシーが十分でない保護者が、十分な判断材料に基づかずにフィルタリングの解除を安易に判断するリスクへの対策は積極的に検討されるべきである。実際、フィルタリングをかけない場合の危険性についての認識やフィルタリングをかけた場合にもカスタマイズ等の選択肢があることについての認識がない事例はかなり多いと考えられる。しかしながら、対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきである。

○保護者による、青少年のインターネットの利用履歴の閲覧について

保護者には、法第6条において、青少年のインターネット利用状況を把握する責務が課せられているが、特に携帯電話インターネットについてはそのパーソナル性から、外出先や個室での利用等、保護者が利用状況を把握することが困難な場合がある。これを容易にするために、青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールを利用可能にすべきとの指摘がある。

しかしながら、当該ツールは利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーへの強い制限となるため、当該ツールを直ちに利用可能とすることや、保護者に対して利用履歴の確認を奨励することは、適当ではないと考えられる。そもそも、保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすることが適切である。

○「親ケータイ」等の問題について

保護者名義で回線契約が締結されているが、実際にはその保護する青少年が利用している携帯電話端末（いわゆる「親ケータイ」）が相当程度存在しているため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が青少年利用者に対してフィルタリング加入等を十分に訴求できていないという問題点が以前から指摘されてきた。最近では、特に、保護者が、携帯電話端末を青少年に貸し与えるケースについて、青少年がフィルタリング非加入の状態でも相当程度インターネット閲覧を行っているのではないかという指摘もある。

法第17条第2項では、利用者が青少年の場合には保護者に対してその旨を事業者にも申告することを義務づけており、保護者にはその義務を確実に履行する

ことが求められる。また、同規定の認知が十分に進んでいないことから、行政には、認知度の向上を図ることが求められる。携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認等により、青少年利用の有無の確認強化を進めていくことが求められる³¹。

また、一時的に携帯電話端末を青少年に貸し与えるケースについては、保護者は、それに伴うリスクを正しく認識することが求められる。

2-2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者

○求められる役割

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で利用者に確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。

○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

- ✓ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は保護者の適切な判断に資するため、以下の事項について、説明を行うことが求められる。
 - ①保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する努力義務が課されていること
 - ②携帯電話インターネットサービスの利用に当たって、青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること
 - ③フィルタリングは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること。
- ✓ フィルタリング不使用/解除申告時には、上記に加えて以下についても説明を行うことが求められる。
 - ①サービスの種類の選択やカスタマイズ機能の利用によって閲覧可能なサイトの範囲の調整が可能であり、利便性を特段損ねることなくフィルタリングによってインターネット利用環境の健全性を高めることが可能なこと。
なお、閲覧件数が上位であり、かつ健全なコミュニティサイトを例にあげ

³¹ 条例で、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、青少年利用の有無の確認に係る義務を課している場合がある。例えば、東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条の7第4項や大阪府青少年健全育成条例第28条第1項がこれに該当する。

る等して、青少年に広く利用されている健全なコミュニティサイトが閲覧可能であることを説明することが望ましい。

- ②フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まること。この際、できるだけ具体的な例をあげて説明することが求められる。例として、青少年が、容易に青少年有害情報が掲載されているサイト、出会い系サイト、アダルトサイト及び残虐なコンテンツ等にアクセスできることがあげられる。また、警察庁の発表³²によれば、青少年健全育成条例違反等の福祉犯被害に遭う青少年のうち93.8%がフィルタリングに加入していない等、保護者の判断に寄与すると考えられる情報を適切に示すことについても検討されるべきである。
 - ③仮にフィルタリングの利用なしに携帯電話インターネットを利用させる場合には、フィルタリングによる保護がなくとも利用者が深刻な被害やトラブルに陥らないよう、保護者の責任において指導、管理をしなければならないこと。
- ✓ 例えば小学生には最も閲覧範囲が限定されたリスクの低いフィルタリングの方式を推奨する等、年齢段階に応じた適切な方式が推奨することが望ましい。
 - ✓ 確実にフィルタリングを提供できるよう、サービス導入前に端末機器製造事業者等の関係者とフィルタリング提供方法について調整を行うことが求められる。

○契約代理店に求められる事項について

現在、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約締結事務は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が自ら行う場合よりも、むしろ、契約代理店を通して行われる形態が一般的である。インターネット上の青少年保護を更に推進する観点からは、上述の携帯電話インターネット接続役務提供事業者に求める説明事項を、契約代理店にも求めることが必要である。

○フィルタリングの普及率とインターネットリテラシーに関する指標について

これまで、特に、携帯電話インターネットについては、フィルタリングの普及率が政策のターゲットとなる最も重要な指標として用いられてきた。青少年のインターネット利用環境整備におけるフィルタリングの重要性に鑑みれば、フィルタリングの普及率は依然重要な指標であり、フィルタリングの利用者数の定期的な公表を事業者に求めた総務大臣要請（平成19年12月10日「青少年

³² 「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について（平成22年下半期）」（平成23年5月19日、警察庁広報資料）

が使用する携帯電話・PHSにおける有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の導入促進に関する携帯電話事業者等への要請」）は維持されるべきである。

しかしながら、青少年のインターネット利用、なかんずくフィルタリングの利用につき保護者が判断を下す役割を担い、権利を持つとする基本方針からすれば、単純にフィルタリングの普及率のみを政策のターゲットとすべきではなく、保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も重要な政策ターゲットとすべきである。行政には、インターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で、整備し、定期的に公表していくことが求められる³³。

2-3 インターネット接続役務提供事業者

○求められる役割

インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシーの向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。

○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

- ✓ インターネット接続役務提供事業者は、以下の事項を、ウェブサイト上での掲載その他の方法によって、利用者が容易に知り得る状態に置くことが求められる。
 - ①保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する努力義務が課せられていること。
 - ②携帯電話インターネットサービスの利用に当たって、青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること。
 - ③フィルタリングは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること。
- ✓ 利用者から求められた際に、確実にフィルタリングを提供できるよう、サービス導入前に端末機器製造事業者等の関係者とフィルタリング提供方法に

³³ インターネット上の青少年保護については複数の国際会合で検討されている。詳細については第1部6.「国際的な取組の進展－OECDにおける取組を中心として－」を参照。

ついて調整を行うこと。

2-4 フィルタリング関係事業者

○求められる役割

フィルタリング関係事業者（フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリング提供事業者及びリスト提供事業者）は、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが求められる。

カテゴリ分類を含むフィルタリングの基準を設定する機能と個別の情報の基準への該当性を判断する機能については、表現の自由の観点から、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保することが必要である。

また、フィルタリングは保護者によるインターネット利用管理の重要なツールとなっていることを自覚し、フィルタリングの基準については、保護者の視点・感覚を反映したものとなるようにメンテナンスする役割を担うことが求められる。

○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、フィルタリング関係事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

- ✓ 現在、フィルタリング関係事業者によって、利用者意向に配慮したフィルタリングが提供されているが、更に利用しやすいものとするため、以下の事項を満たしたフィルタリングの導入等に向けて、検討を進めることが求められる。
 - ①年齢階層等の発達段階に対応した分かりやすい表現の採用（中学生向けコース、高校生向けコース等）
 - ②発達段階や利用者年齢に応じた多様なフィルタリングの提供
- ✓ フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、行政等からの一定の独立性、基準設定方針の透明性が確保されるよう、検討を進めることが求められる。
- ✓ フィルタリングの基準が、保護者の視点・感覚をより反映したものとなるような仕組作りに向けて、検討を進めることが求められる。

3. 特定サーバー管理者に期待される取組

3-1 検討の方向性

特定サーバー管理者に求められる事項を検討するに当たっては、そもそも特定サーバー管理者が法第 21 条及び第 22 条において対処を求められている青少年有害情報がいかなる情報であるかを検討する必要がある。すなわち、違法情報、権利侵害情報、成人にとっても有害な情報等が、その内容によっては同時に青少年有害情報にも該当し、本法の対象となる場合もあると考えられるが、これらの情報それ自体の規制は本法ではなく、別途他の法律により対処が図られ得るものであることに留意すべきである³⁴。

また、青少年が青少年有害情報に触れる機会を減少させるための方策が、特定サーバー管理者だけでなく、フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリング提供事業者等他の関係者等も含めた全体的な枠組みの中で取り込まれるべき課題であることにも留意することが必要である。

青少年有害情報への対応は、基本的な考え方において述べたとおり、情報の発信者側ではなく、受信者側へのアプローチを原則とすべきであり、青少年という特定の者にとってのみ有害とされる情報への対応としては、どの情報を青少年有害情報としてとらえるかは受信者ごとに異なることから、受信者側で情報の取捨選択を行うフィルタリングの導入が最も有効なものであると考える。

これに対して、特定サーバー管理者は、インターネット上の情報流通の起点となる発信者又は発信者に近い立場にあり、特定サーバー管理者に対する過度の規制はインターネット上の自由な情報・表現の流通に対して甚大な影響を及ぼす。さらに、特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置として、青少年有害情報の削除という方法を採用すれば、当該情報は成人が閲覧することも不可能となるため、成人の知る権利を不当に侵害するおそれもある。

そもそも、法第 2 条第 11 項では、特定サーバー管理者は非常に広汎に定義され、ブログ開設者等の個人（特定サーバーを管理する青少年自身も該当し得る）も含まれている一方、青少年が青少年有害情報を閲覧するおそれ、又は犯罪に巻き込まれるおそれのある特定サーバーを管理する者はそのごく一部にすぎな

³⁴ そもそも、特定サーバー管理者において、青少年閲覧防止措置が講じられていない、若しくは連絡受付体制整備がなされていないとの指摘・議論は「平成 22 年上半期の『インターネット・ホットラインセンター』の運用状況について」の情報を基礎になされてきているが、インターネット・ホットラインセンターが特定サーバー管理者に対して削除依頼等を行っている「有害情報」とは違法情報に近似したものであり、青少年有害情報とはその範囲が異なることに留意することが必要である。

また、前記資料においても、インターネット上にある無数のサイトのうち、「有害情報」を掲載し、かつ連絡先の記載の無いサイトは、わずか 52 サイトに過ぎない。これらごく少数のサイトのために、それ以外の無数のサイトすべてに対して何らかの対策を講じるべきか、むしろ法執行を含めこれらのサイトに特化した対策をとるべきではないかという点について、バランスを考慮した検討がなされるべきと考える。

いと推測されることも踏まえれば、特定サーバー管理者に対する義務付けは、様々な主体による取組全体のバランスの中で、慎重に検討されるべきであると考えられる。

3-2 個別の義務についての検討

3-2-1 法第21条の努力義務

○努力義務の内容

法第21条において、特定サーバー管理者は、青少年有害情報の発信を知ったとき、若しくは自分が青少年有害情報の発信を行おうとするときに限って、青少年が当該情報を閲覧できないようにするための措置（青少年閲覧防止措置）を講じるよう、努力することとされている。

青少年閲覧防止措置を講じることが努力義務とされた理由については「特定サーバー管理者にも企業から個人まで様々な者が含まれ、また青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースがあり得ることから、本条は努力義務とされている。」と解説されている（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説 平成21年3月 内閣府 総務省 経済産業省（以下「条文解説」という。）、34ページ）。

○考えられる対応

（1）法的義務への引上げの是非

青少年有害情報が放置されている現在の状況を改善する手段として、青少年閲覧防止措置を講じる義務を、努力義務から法的義務に引き上げることも考えられるのではないかという意見がある。

しかしながら、そもそも閲覧防止措置を講じるべきとされている青少年有害情報は、本法上その範囲に多様なものが含まれることが想定されている。すなわち、青少年有害情報は、「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」との定義（法第2条第3項）の下に、例示列举（法第2条第4項）され、さらに本法成立時の附帯決議第4項において「事業者等が行う有害情報の判断」に政府が干渉することがないようにすることとされている。また、条文解説においても、「具体的にどのような情報が『青少年有害情報』に該当するか判断するのは、あくまで関係事業者、保護者等の民間の主体（条文解説、3ページ）」であると記載されている。

このように、その範囲が法律上明確でない青少年有害情報に対する行為に関し、法的義務を定めることは、何が法的義務違反に当たるのかについて、特定サーバー管理者や情報の発信者等に対して明確な告知を与えることができず、この義務の対象が表現の自由に関わるものであることにも配慮すれば、手続の

不明確性の観点から不適切である。

また、もし、本条の努力義務が法的義務に引き上げられるとすれば、当該義務違反を恐れて、特定サーバー管理者が青少年有害情報に該当するおそれがある情報について一律に削除する可能性、さらには特定サーバーの提供、管理自体を停止する可能性も否定できず、表現の自由や知る権利に対する過度の制限、圧力となるおそれがある。

以上のとおり、青少年閲覧防止措置を講じる義務を、努力義務から法的義務へ引き上げることは適切でないと考えられる。

(2) 青少年有害情報監視義務規定の創設の是非

青少年有害情報が放置されている現在の状況を改善する手段として、青少年有害情報監視義務を規定することも考えられるのではないかという意見もある。

現在の規定では、特定サーバー管理者は、「他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき（法第21条）」（自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときも規定されているが、これについては監視という問題はそもそも生じ得ない。）に限り、青少年閲覧防止措置を講じる努力義務を課されている。つまり、特定サーバー管理者は自発的に特定サーバー上に青少年有害情報が存在しないか確認、監視する義務はなく、その存在を知ったときにはじめて対処すればよいものとされている。

これに対して青少年有害情報監視義務とは、特定サーバー管理者に対し、常日頃、積極的に自己の管理する特定サーバーを利用して青少年有害情報が発信されていないかの確認を義務づけるものである。

現在のCGMサービスの中には、1日当たり相当数の投稿がなされるものもあることに鑑みれば、これらを全て監視するよう義務づけることは、特定サーバー管理者に対して余りに負担が大きいと言わざるを得ない。確かに、青少年有害情報に対する自発的な取組として、一定の抽出（ランダム抽出、キーワード抽出等）をベースとした監視体制を整えている事業者は存在する。しかしながら、このような厳重な監視体制を整えていたとしても、青少年有害情報が抽出にかからず放置されていた場合は、青少年有害情報監視義務違反と評価される可能性が生じ得る。この意味において、事業者の自発的な取組により行われている監視と、青少年有害情報監視義務における監視とは、法的な位置付けが異なるものであることに、留意すべきである。

また、特定サーバー管理者が当該監視義務違反をおそれ、青少年有害情報に該当するおそれが少しでもある情報については一律に削除という措置を取り得る可能性があることを考えれば、青少年有害情報監視義務の規定は、インターネット上の自由な表現、成人の知る権利に対する過度な制限、圧力となるおそ

れがある。

さらに、青少年有害情報の存否の確認のために特定サーバーを常時監視することを義務付けることは、現実には、青少年有害情報を検出するために、違法情報を含む全ての情報についても、特定サーバー管理者が義務として監視を行うことを意味する。しかしながら、そのような義務は違法情報（権利侵害情報）に対する特定電気通信役務提供者の義務について定めた特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号、以下「プロバイダ責任制限法」という。）においても定められておらず、むしろ、「プロバイダ責任制限法―逐条解説とガイドライン―（総務省電気通信利用環境整備室 著 社団法人テレコムサービス協会 編著）」にて、発信者の表現の自由等を理由として明確に否定されているところである。

付言すれば、このような青少年有害情報の監視を、努力義務の規定という態様であれ、国が事業者に対して義務付けることは、表現の自由及び検閲の禁止を定める憲法第21条はもちろん、「民間における自主的かつ主体的な取組」（法第3条第3項）を柱とする本法の精神からも慎重でなければならないものと考えられる。

なお、青少年有害情報の検出作業を効率的に行うことの重要性は以前から認識され、青少年有害情報の検出技術の開発が進められてきているところである。引き続きこの技術開発を進め、安価で中立的な青少年有害情報検出ツールを開発し、資力に乏しい特定サーバー管理者においても、自主的な取組として青少年有害情報の検出作業を効率的になし得るように、国としても民間の研究等を支援することが望ましい。

（3）青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設の是非

特定サーバー管理者が、青少年閲覧防止措置を講じないのは、青少年閲覧防止措置に対する青少年有害情報の発信者からの損害賠償請求を恐れているからであると分析し、青少年閲覧防止措置につき、青少年有害情報の発信者に対する免責規定を設けることも考えられるのではないかという意見がある。

当該意見に対しては、そもそも青少年閲覧防止措置を講じない特定サーバー管理者は、このような免責規定が設けられても同措置を講じないのではないかという指摘もある。

一方で、前記(1)及び(2)でも論じたように、このような免責規定が設けられれば、特定サーバー管理者が、青少年閲覧防止措置として、青少年有害情報に該当するおそれのある情報を一律削除する等のおそれもある。

このように、免責規定の創設は、その実効性に比して、インターネット上の自由な表現や成人の知る権利に対して与える負の影響が大きく、不適切である。

（４）特定サーバー管理者間の自主的な取組による青少年閲覧防止措置の推進

青少年有害情報が発信される特定サーバーには、単独の特定サーバー管理者のみが関与しているものと、複数の特定サーバー管理者（電子掲示板等の管理者等の下位の管理者と、当該管理者にサービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、レンタルサーバー事業者、ホスティングサービス事業者等の上位の管理者）が同時に関与しているものがあり得る。このうち前者においては、単独の特定サーバー管理者のみが、青少年閲覧防止措置を講じ得る。これに対し、後者においては、青少年有害情報が発信、放置された特定サーバーにつき、下位の特定サーバー管理者（例えばブログ開設者である個人）と上位の特定サーバー管理者（例えばブログサービス提供事業者）が観念でき、両者間の自主的な取組として、両者間のモデルサービス約款を整備することにより、青少年閲覧防止措置に複数の特定サーバー管理者が関与し得るのではないかと考えられる³⁵。

もちろん、モデルサービス約款の整備となれば、個々の事業者による独自の取組とは異なり、業界全体に与える影響も大きいところ³⁶、その整備に当たっては、下位の特定サーバー管理者の判断、方針等、インターネット上の自由な表現に対する配慮が必要と考えられる。

このため、上位の特定サーバー管理者の催告にもかかわらず、下位の特定サーバー管理者において青少年閲覧防止措置が講じられない等の場合に限って、上位の特定サーバー管理者が、当該下位の特定サーバー管理者の管理する特定サーバーにつき青少年閲覧防止措置を行う、その場合においても下位の特定サーバー管理者の判断を尊重する等のモデル約款を整備することが考えられる。

また、このようなモデルサービス約款整備の前提として、上位の特定サーバー管理者は下位の特定サーバー管理者に連絡を取り得るように、サービス提供開始時に、下位の特定サーバー管理者のメールアドレス等連絡先の提供を受けることも考えられる。さらに、基本的な考え方で述べたように、青少年による青少年有害情報の閲覧の機会を減少させる方策としては特定サーバー管理者による対応以上に、フィルタリングによる対応が最も効果的であると考えられる。したがって、上位の特定サーバー管理者による青少年閲覧防止措置としては、下位の特定サーバー管理者の管理する特定サーバーのURLを、フィルタ

³⁵ 特定サーバー管理者以外にも、特定サーバー管理者が第三者機関の認定を受けている場合の当該第三者機関や、特定サーバー管理者が特定サーバーの管理を監視事業者等に委託している場合の当該監視事業者等も、特定サーバー上の青少年閲覧防止措置に関与し得ると考えられる。

³⁶ モデルサービス約款整備に当たっては、業界全体に与える影響だけでなく、問題のあるサイトに対する実効性も検討する必要があるとの指摘があった。

リング提供事業者に対して情報提供する等の措置も考えられる。

3-2-2 法第22条の努力義務

○努力義務の内容

法第22条は特定サーバー管理者が管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備することを努力義務としている。

連絡受付体制の具体的な内容は本法上規定されていないが、自己の管理する特定サーバー上に問い合わせフォームを設置する方法（特定サーバー管理者のメールアドレス等具体的な連絡先を開示することなく、特定サーバー管理者に連絡を取り得るシステム）や、特定サーバー管理者のメールアドレス等具体的な連絡先を記載する方法等が考えられる。

本条が設けられた趣旨につき、条文解説においては、「特定サーバー管理者が自分自身で、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われる全ての場合について、これを発見することは必ずしも容易ではないことから、本条は国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務を課すことで、以て特定サーバー管理者が自己の管理する特定サーバーを利用した青少年有害情報の発信を察知し、青少年閲覧防止措置をとることを促進しようとするものである。」とされている。

連絡受付体制整備が努力義務とされた理由については条文解説において、法第21条と同趣旨とされている。

○考えられる対応

（1）法的義務への引上げの是非

本条の義務を努力義務から法的義務へと引き上げることも考えられるのではないかという意見もある。しかしながら、前記したように特定サーバー管理者とは非常に広汎な概念であり、その中には青少年有害情報が発信されるおそれのない特定サーバーを管理する個人（前記のとおり、青少年自身も該当し得る）も多数含まれると考えられる。このような個人に対してまで、連絡受付体制の整備を一律に、法的義務として要請することは、そもそもの必要性が低いと考えられる上、インターネット上の匿名性の利点（非匿名の場合に比較し、より自由な意見の表明などがなし得る可能性があること）や表現の自由に対して与える負の影響が大きい上、連絡受付体制が悪用されるおそれも高いことから、不適切であると考えられる。

（2）下位の特定サーバー管理者の連絡先の外部機関への提供

青少年有害情報が多数回発信されるにもかかわらず、青少年閲覧防止措置が講じられず、連絡受付体制整備もなされない特定サーバーにつき、上位の特定サーバー管理者が下位の特定サーバー管理者の連絡先を把握している場合には、上位の特定サーバー管理者が、青少年有害情報を発見した外部機関に、当該下位の特定サーバー管理者の連絡先を提供することも考えられるのではないかという意見もある。

しかしながら、3-2-1(4)でも記載したように、そのような事例に対しては、モデルサービス約款を整備すれば上位の特定サーバー管理者において青少年閲覧防止措置を行うことが可能と考えられる。

よって、上位の特定サーバー管理者が、個人情報にも該当し得る特定サーバー管理者の具体的な連絡先を第三者である外部機関に提供するとの方策は、現在のところ検討の必要性に乏しいと考えられる。

(3) 特定サーバー管理者間の自主的な取組による連絡受付体制整備の推進

本条の義務も、全ての特定サーバー管理者に対して実効性の向上が求められるわけではなく、青少年有害情報の発信が行われるおそれのある特定サーバー管理者に対してのみ実効性の向上が求められる努力義務であることから、法第21条について3-2-1(4)にて記載した対応と同様の対応が考えられる。つまり、複数の特定サーバー管理者が関与している特定サーバーについては、関与する特定サーバー管理者間の自主的な取組にて対応することが考えられる。

自主的な取組の具体例としては、①上位の特定サーバー管理者において、下位の特定サーバー管理者に対し法第22条の周知活動を行う、②上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を準備し、その使用を推奨する等して、下位の特定サーバー管理者が連絡受付体制を整備しやすいように支援を行う、③青少年有害情報と考えられる情報の発信が多数回にわたった下位の特定サーバー管理者に対して、上位の特定サーバー管理者から、その連絡受付体制の整備を催告、要請する等の方法が考えられる。

無論、②③の実施のためにモデルサービス約款の整備等を行う場合においても、特定サーバー管理者間の自主的な取組とはいえ、インターネット上の匿名性の利点（非匿名の場合に比較し、より自由な意見の表明などがなし得る可能性があること）に対する負の効果を最小限に抑えるべきであると考えられる。また、上位の特定サーバー管理者が保有する下位の特定サーバー管理者の具体的な連絡先情報は、個人情報にも該当し得るプライバシー性の高いものであるから、あくまで必要最小限の範囲で活用されるべきと考えられる。

このため、モデルサービス約款の整備等に際しては、上述したプライバシー保護の観点や、特定サーバー管理者に対する心理的負荷、連絡受付体制の悪用

のおそれ等からして、まずは具体的な連絡先の情報を公開せずとも法第 22 条の目的を達し得る、②の方法が検討されるべきと考えられる。

3-2-3 まとめ：当面具体的に求められる事項

以上をまとめると、特定サーバー管理者には当面以下の事項が求められる。

- ✓ 青少年閲覧防止措置を自主的に推進するために、上位の特定サーバー管理者の催告にもかかわらず、下位の特定サーバー管理者において青少年閲覧防止措置が講じられない等の場合に限って、上位の特定サーバー管理者が、当該下位の特定サーバー管理者の管理する特定サーバーにつき青少年閲覧防止措置を行う、その場合においても下位の特定サーバー管理者の判断を尊重する等のモデル約款の整備等の自主的な取組を行うこと。
- ✓ 連絡受付体制整備を自主的に推進するために、①上位の特定サーバー管理者において、下位の特定サーバー管理者に対し法第 22 条の周知活動を行う、②上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を準備し、その使用を推奨する等して、下位の特定サーバー管理者が連絡受付体制を整備しやすいように支援を行う、③青少年有害情報と考えられる情報の発信が多数回にわたった下位の特定サーバー管理者に対して、上位の特定サーバー管理者から、その連絡受付体制の整備を催告、要請する等の自主的な取組を行うこと。

3-3 補論：社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダ（サーバー管理者）の民事責任について（青少年インターネット環境整備法附則第 4 条に対応した検討について）

3-3-1 検討の背景

インターネット上の違法情報には、大別すると特定の他人の権利を侵害する情報（権利侵害情報）と社会的法益を侵害する情報（社会的法益侵害情報）があるが、権利侵害情報については、プロバイダ責任制限法において対応がなされている。一方、社会的法益侵害情報については、プロバイダ（サーバー管理者）が当該情報の送信を防止する措置を講じた場合における当該プロバイダ（サーバー管理者）の責任を制限する法令上の規定がない。これに関し、法附則第 4 条で、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが犯罪又は刑罰法令に触れる行為となる情報について、サーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方については、この法律の施行後速やか

に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、この点について検討を要する。

3-3-2 検討

(1) 送信防止措置を講じた場合にプロバイダ（サーバー管理者）が損害賠償責任を問われる可能性

発信者とプロバイダ（サーバー管理者）の間には、通常、送信防止措置に関する何らかの契約関係があるところ、そのような契約内容に基づいて送信防止措置が実施される場合には、法の適用をまつまでもなく、債務不履行責任は生じない。また、発信者とプロバイダ（サーバー管理者）の間に契約関係がない場合であったとしても、発信者が情報を発信する際には、黙示の契約関係があると評価することも可能であり、そのような場合には、両者に契約関係がある場合と同様に取り扱うことができる。なお、いずれについても、違法ではない情報を誤って違法と判断して送信防止措置を行った場合については、プロバイダ責任制限法第3条第2項と同様の要件に該当すれば、過失責任が生じることは考えにくいのではないかと考えられる。

(2) プロバイダ（サーバー管理者）等による実態的な対応の状況

「第一部 2 青少年有害情報の流通の増大 ○関係者によるこれまでの取組【事業者団体等による取組】 ii 関連事業者4団体によるガイドライン等の改訂」にも述べたように、現在、関連事業者4団体による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」が作成され、プロバイダ（サーバー管理者）により、違法情報につき送信防止措置を講ずる対策を実施している。

3-3-3 具体的な提言

社会的法益侵害情報に関して、プロバイダ（サーバー管理者）が送信防止措置を行った場合、通常は民事責任は生じないものと考えられる。このように何らかの法的責任が生じる可能性は低いと考えられるが、理論的には否定できず、そのような場合を想定して、社会的法益侵害情報について、法令によりプロバイダ（サーバー管理者）の責任を制限することで、免責の効果を生じさせることも考えられないではない。しかし、現状として、上記ガイドラインが策定され、また、必要に応じて改訂されている上、同ガイドラインに基づく運用において、送信防止措置等に関し、看過し得ない問題が生じたとの事態も見受けられない。むしろ、民間事業者と関係機関等との協力の下、同ガイドラインに基づき、社会的法益侵害情報に関する送信防止措置等が適切になされていると評価することができる。そうすると、法令によりプロバイダ（サーバー管理者）

の責任を制限することは、法理論上はまったく無意味とまではいえないものの、現状の運用や、社会的事実を鑑みれば、送信防止措置を行ったことにつき、現時点で、当該情報を法令によってプロバイダ（サーバー管理者）の責任制限の対象とする必要はないと考えられる。

4. CGM運営者に期待される取組

4-1 取組全般について関係者に求められる事項

CGMサービスは、青少年の自由な表現活動の場やコミュニケーション手段を提供するものであり、表現活動等の体験を通じて青少年の健全な育成にも寄与し得ると積極的に評価できる側面を有している。こういったプラスの面を伸ばしていくためにも、関係者によってCGMサービスの利用に関するトラブル³⁷について継続的に対策が検討され、実施されることが必要である。今後の関係者による対策の検討に当たっては、(1) 事例の詳細かつ冷静な分析、(2) 関係者の協働、の2点が特に重要である。

(1) 事例の詳細かつ冷静な分析

青少年が被害者となる福祉事犯というセンシティブな事象に関わる分析のため、ともすれば事例の一面的な分析に流れがちな点が指摘されているが、実効性ある対策の検討に当たっては事例の詳細かつ冷静な分析が必要と考えられる。具体的には、事件に至るプロセスについて、被害者側と加害者側の双方から分析を行い、プロセスのどの時点でどのような対策が有効であるかを検討する必要がある。例えば、安心ネットづくり促進協議会では、青少年に対する調査（「青少年が利用するコミュニティサイトに関する実態調査（安心ネットづくり促進協議会コミュニティサイト検証作業部会 2011年3月調査）」）を行い、警察庁発表の統計資料や、事業者からのヒアリングと組み合わせて、青少年が犯罪に巻き込まれる構図を分析しており、実効性ある対策の検討に資するものと評価できる。

(2) 関係者の協働

CGMサービスについては、利用者、利用者の保護者、CGM運営者、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、第三者機関、監視事業者、民間団体、国、地方自治体といった多様な関係者が関わっており、その関係者が情報を持ち寄りそれぞれの役割を果たすことによって、実効性ある対策が検討、実施されることになる。こういった関係者の協働を促す場としては、前述の安心ネットづ

³⁷ 「第1部 6.国際的な取組の進展－OECDにおける取組を中心として－」において取り上げたOECDの分析レポートは、青少年に対するインターネット上のリスクを、(1)インターネットの技術に関連したリスク、(2)消費者に関連したリスク、(3)情報プライバシーとセキュリティリスクとして大きく3つに分類し、(1)の中にインターネット上の情報の内容に基づくリスク（コンテンツリスク）とインターネット上の情報を通じて他人と知り合い犯罪等に巻き込まれるリスク（コンタクトリスク）を位置づけている。青少年有害情報がコンテンツリスクに該当するのに対し、CGMサービスに起因する問題はコンタクトリスクに該当すると考える。

くり促進協議会コミュニティサイト検証作業部会があるが、引き続きこのような場を活用していくことが重要である。

4-2 ミニメールの内容確認について

○背景

CGM運営者によるミニメール³⁸の内容確認は、CGM利用に起因する青少年の福祉犯被害の増大に対する実効性ある対応策の一つとして、本研究会における法的な位置づけの整理(平成22年5月の第二次提言)の下で実施されている。現状、複数のCGM運営者により導入され効果を上げているとの報告があるところ、CGM運営者は内容確認の更なる実効性の向上に取り組んでおり、福祉犯被害の防止に一層の効果が期待される。

後述のとおり、第二次提言では、ミニメールの内容確認は、それ自体としては通信の秘密の侵害に該当するものの、発信者等から有効な同意がある場合には、通信当事者の意思に反しない利用であるため、通信の秘密の侵害に当たらないと整理されている。この「有効な同意」を得るために、具体的にCGM運営者にどのような所作が求められるかについて、具体的に明らかにすべきと考えられる。

○考え方

(1) 通信の秘密の重要性

通信の秘密は個人生活の安寧を保障するとともに、通信が社会経済文化活動にとって不可欠の基盤であることから、憲法上の基本的人権の一つとして憲法第21条第2項³⁹において保障されており、これを受けて、電気通信事業法においても、直接の罰則付きの保護規定が設けられている(同法第4条、第179条)。同規定は、電気通信事業に従事する者以外の者に対しても適用されるが、電気通信事業者等による侵害には特に重い罰則が科されており、厳格な規律として運用されてきている⁴⁰。

³⁸ いわゆる「ミニメール」は、CGMサイトに会員登録を行っている利用者の間でメッセージを交換するサービスであり、発信者がCGM運営者の管理するサーバにメッセージを発信・記録し、受信者が当該記録されたメッセージを閲覧(受信)することによって通信が行われるものである。

³⁹ 日本国憲法
第二十一条

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

⁴⁰ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

「通信の秘密」とは、(ア) 個別の通信に係る通信内容のほか、(イ) 個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号等の通信当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容を推知される事項全てを含んでいる。

(2) ミニメールの内容確認の特殊性

ミニメールの内容確認は、CGMサービスの利用に係る青少年の福祉犯被害が増大し、社会的に大きな問題となる一方、実効性ある対策が緊急に求められるという状況の中で導入された特別の対策である。

つまり、ミニメールの内容確認は、CGM運営者が、青少年保護のために、通信の秘密として保護されるミニメールの内容を確認した上で、場合によっては、青少年保護の観点からミニメールを削除するという、いわば非常の手段であり、CGMサービスの利用に係る青少年の福祉犯被害に大きな効果がある一方、通信の秘密に対する侵害はもちろん、表現の自由、プライバシーとの観点からも、慎重の上にも慎重な対応が求められる。このような内容確認の手法が社会的に許容されるのは、青少年保護という重要かつ緊急性の高い目的の下、通信当事者の有効な同意をとって行われるからであり、CGM運営者においては、ミニメール利用者に対して、そもそもミニメールの内容確認がどのような背景の下で行われているのか、なぜ必要なのかについて、啓発活動を行うことが望ましいと考えられる。また、CGM運営者においては、常に、(1) 青少年保護という目的をミニメールの内容確認と同程度かそれ以上に達成でき、かつ(2) 通信の秘密、表現の自由、プライバシー等との関係からより問題の少ない代替手段を検討することが期待され、仮に当該代替手法が確立された場合にはミニメールの内容確認に代えて、当該手法を採用すべきであると考えられる⁴¹。

(3) 第二次提言におけるミニメールの内容確認について

前述の第二次提言でまとめられた内容は、CGM運営者によるミニメールの内容確認は、①それ自体としては通信の秘密の侵害に該当するものの、②発信

第百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

⁴¹ 代替手法の採用にあたっては、技術的側面、費用的側面等、CGM運営者において現実的に運営可能であるか否かという点も当然ながら検討されるべきである。

者等から有効な同意がある場合には、通信当事者の意思に反しない利用であるため、通信の秘密の侵害に当たらない。③同意は、明示的な意思表示に基づき（明確性）、デフォルトオフ（役務提供の初期設定では同意を推定しないこと）で個別に取得する（個別性）ことが望ましい、というものであった。以下、第二次提言からの抜粋である。

ア. 「ミニメール」内容確認は、CGM運営者が積極的意思に基づいて通信内容を検知し、通信当事者の意思に反して処理（利用規約に基づく削除等）を行おうとする限りにおいては、知得ないし窃用に該当するといえるのであって、通信の秘密の侵害に該当する⁴²。

イ. CGM運営者が通信当事者に加わることについて利用者の同意が得られておらずそのように評価できない「ミニメール」その他のメールサービスについてはCGM運営者が内容確認を行うことについて発信者等から有効な同意がある場合には、通信当事者の意思に反しない利用であるため、通信の秘密の侵害に当たらない。

ウ. 「ミニメール」利用者の明示的な意思表示に基づいて行う必要があるため、デフォルトオフ（役務提供の初期設定では同意を推定しないこと）で個別の同意（例：発信時の画面表示での確認）を得ることを条件として内容確認を行うことが望ましい。

（４）ミニメールの内容確認にかかる同意を取得するにあたっての注意事項

上記のとおり、第二次提言において、ミニメールの内容確認にあたっては、通信当事者からミニメール発信時の画面表示等において、明確性、デフォルトオフ（役務提供の初期設定では同意を推定しないこと）、個別性を満たした同意を取得することで通信の秘密の保護との関係で問題なく実施することができることと整理されている。

これらの3つの要件のうち、デフォルトオフについてはデフォルトオンが例外的に許容される要件と共に第二次提言において詳しく述べられているが、明確性、個別性の具体的な内容等については明らかにされていないところ、以下において、それぞれについて検討する。

① 明確な同意となるための条件について -同意を取得する際の説明内容-

ア. 利用者への十分な説明の必要性

第二次提言においては、ミニメールの内容確認を、ミニメール利用者の明示的な意思表示に基づいて行う必要があると述べるのみで、CGM運営者が明確

⁴² 第二次提言においても検討されたように、ミニメールの内容確認は正当業務行為や緊急避難といった違法性阻却事由には該当しないと考える。

な同意を得るためにいかなる所作を行うべきかについては明らかにしていない。

しかしながら、通信の秘密の重要性に鑑みれば、明示的でありさえすればいかなる同意でも明確な同意となるものではなく、通信当事者たるミニメール利用者の表明する意思の内容および範囲を明確にするためには、少なくとも同意の対象となる通信の秘密の侵害の形態の概要⁴³についてあらかじめミニメール利用者が認識⁴⁴しうることが必要である。つまり、CGM運営者には、少なくとも、同意取得に際し、ミニメール利用者に対するミニメール内容確認に関する一定の説明が求められる。

イ. 同意を取得する際に説明すべき情報の内容

通信の秘密の侵害の形態としては、(i) 通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって知得しようとする事（「知得」）のほか、(ii) 第三者にとどまっている秘密をその者が漏えい（他人が知りうる状態にしておくこと）すること（「漏えい」）及び (iii) 窃用（本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること）すること（「窃用」）の3類型が考えられるところ、同意の前提としてCGM運営者においてなされる説明は、この知得・漏えい・窃用の3類型に従って行われることが合理的である。

これを現在のミニメールの内容確認の形態にあてはめて考えると、ミニメールの内容確認は、青少年保護を目的として、CGM運営者が、自らの規約違反メッセージの有無を確認するものであり、通信の秘密の侵害の3類型のうち知得/窃用に該当する。また、ミニメールの内容確認に、CGM運営者のみならず第三者が関与する場合には、CGM運営者において当該事実をミニメール利用者に説明することが必要であると考えられる。

よって、ミニメールの内容確認に対する同意を取得するにあたっては、少なくともCGM運営者が、ア. 通信の秘密の知得/漏えい/窃用の有無、イ. 通信の秘密の知得/漏えい/窃用の目的、ウ. 通信の秘密の知得/漏えい/窃用の方法、エ. 通信の秘密を知得/漏えい/窃用する範囲、オ. 通信の秘密を知得/漏えい/窃用する事業者の名称等を、青少年を含む通信当事者が容易に認識できるかたちで説明することが必要である⁴⁵。

⁴³ あまりに詳細な事実について提示しても通信当事者が理解し得るかは必ずしも明らかでなく、むしろ通信の秘密の侵害の形態の概要につき、分かり易く提示することが求められると考える。

⁴⁴ ミニメール利用者には青少年を含め様々な者が想定しうるところ、一般の青少年において認識しうる程度であることが必要であると考えられる。

⁴⁵ ここでは整理のためにアないしオを項目として列挙したが、実際には利用者に分かり易いかたちで通信の秘密の侵害の形態の概要を説明することが肝要である。

② 「個別」の具体的な内容について

第二次提言においては個別の同意の一例として、発信時の画面表示での確認が挙げられているにとどまる。しかしながら、前記の通信の秘密の重要性、また通信の秘密の侵害に対する通信当事者の意思が通信ごとに変更しうる可能性に鑑みれば、通信の秘密の侵害に対する同意は、当事者が予測可能な範囲に限って有効である。これをミニメールという通信の形態について当てはめて考えてみれば、当事者の意思がミニメール一通毎に異なる可能性があること及びミニメールの内容確認が表現の自由やプライバシーに及ぼす影響にも鑑みて、ミニメールの内容確認に対する同意は、原則として通信毎（ミニメール送信毎）に取得する必要があると考えられる。よって、CGM運営者においては、ミニメール一通毎に発信時の画面表示にて通信当事者の有効な同意を取得した上で、ミニメールの内容確認を行うことが必要である。具体的には、ミニメール一通ごとに、ミニメールの内容確認により通信の秘密が侵害される態様の概要につき分かり易く通信当事者に対して表示した上で、同意を取得し、ミニメールの内容確認を行うことが望ましい。

5. 第三者機関の在り方

5-1 検討の方向性

(1) 現在の第三者機関に対する冷静な分析、評価を行うこと

第三者機関の在り方を検討するに当たっては、まず現在の第三者機関の姿を分析する必要がある⁴⁶。

現在、モバイルコンテンツに対する第三者機関の認定は、現在のフィルタリングにおいて重要な役割を担い、保護者等フィルタリング利用者から信頼を得ている。その反面、警察庁が「非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について」⁴⁷等において、第三者機関認定サイトに起因した犯罪が存在するとの発表を行ったことは、第三者機関の認定等に対する疑念を呼び起こしたところである。

しかしながら、現在、第三者機関であるEMAが認定したサイトは相当数に上り、認定サイトの総会員数は1億2千万人を超えている（EMAによる平成23年5月31日付けプレスリリース参照）ことからすれば、現在の第三者機関の運用監視の実効性、認定基準の有効性は、認定サイトに起因する犯罪の存否、件数のみでなく、認定サイト全体の総会員数からみた犯罪発生率等にも鑑みて、冷静に検討、評価する必要があると考えられる。

また、第三者機関の独立性等については、まずは現在の第三者機関のガバナンス等について分析した上で、更に取り得る手段が検討されるべきである。

(2) 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間取りまとめ」の趣旨を踏まえた検討を行うこと

第三者機関は、フィルタリング改善の必要性から民間の自主的な取組として設立されたものであり、第三者機関として満たすべき要件等について明確なコンセンサスは存在しない。

第三者機関の重要性に鑑みて、その定義や要件等を法に定めることも一つの選択肢ではあるが、第三者機関が民間の自主的な取組として設立されたこと、また今後において第三者機関の多様性⁴⁸が期待されていることからすれば、現時点での立法化は時期尚早である。

⁴⁶ 現在活動している第三者機関にはEMA及びI-ROIがあるが、現時点でその認定がブラックリストから除外されているEMAに関する現状を特に例にとりて、第三者機関の在り方について検討している。

⁴⁷ 平成22年上半期の事犯について、平成22年10月に発表された。平成22年下半年期については「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について」として平成23年5月に発表された。

⁴⁸ インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間取りまとめ 24ページ参照

モバイルコンテンツに関する第三者機関の認定が、平成20年4月の総務大臣要請を受けつつ、民間の自主的な取組として実施され、現在の重要な役割を担うに至ったという経緯に鑑みれば、その在り方を検討するに当たっては、同要請を行うに当たって想定されていた第三者機関の姿を踏まえることが必要である。具体的には、同要請と前後して、平成20年4月に発表された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 中間取りまとめ」（以下、「中間取りまとめ」）において検討された、独立性、透明性、公平性の確保、実効性の確保、継続性・安定性の確保等の要請を踏まえた上で、現在の具体的な問題への対策が検討されるべきである。

5-2 第三者機関に望まれる事項等

5-2-1 第三者機関認定の実効性の向上

(1) 現在の第三者機関認定の実効性

①警察庁発表についての分析⁴⁹

前記警察庁発表によれば、EMA認定サイトに起因する被害発生は全体の被害の約半数を占めており（平成22年上半期においては、EMA認定サイトに起因する被害発生は367件、EMA未認定サイトに起因する犯罪は363件、平成22年下半期においては、EMA認定サイトに起因する被害発生は462件、EMA未認定サイトに起因する犯罪は349件）、件数で見ればEMA認定サイト、EMA未認定サイトに大きな差異は見られないものの、EMA認定サイトとEMA未認定サイトでは、母数となる総会員数に開きがある可能性があることに留意が必要である。

EMAの平成22年11月30日付けプレスリリースによれば、平成22年9月30日現在、EMA認定サイト全体の総会員数は1億68万人（平成23年3月31日現在は1億2,195万人）にも上る。この総会員数に照らしてみれば、367件（下半期においては462件）という件数は決して高い犯罪発生率を示すものとはいえず、むしろEMA認定の実効性や信頼性を証明するものとの見方もできると考えられる。一方で、前記警察庁発表におけるEMA未認定サイトの総会員数は不明であるが、会員数の多い大手サイトがEMA認定を取得していることに鑑みれば、少なくともEMA認定サイト全体の総会員数を上回ることはないのではないかと考えられる。

また、前記警察庁発表における「EMA認定サイトに起因する」との表現にも注意が必要である。つまり、フィルタリングを利用していない青少年はEMA認定サイトのみならず、EMA未認定サイトも閲覧が可能であり、EMA認

⁴⁹ 前記のとおり、平成22年下半期については詳細分析が、平成23年5月19日に発表された。

定サイトからEMA未認定サイトに移行して犯罪が発生した場合にも、「EMA認定サイトに起因する犯罪」として分類されている可能性がある⁵⁰。

なお、複数の大手EMA認定サイトでは、青少年がフィルタリングを利用していることを前提として機能制限等の対策が講じられている⁵¹。前記警察庁発表においては、コミュニティサイトを通じて被害にあった青少年の多く（平成22年上半期においては98.4%、同年下半期においては93.8%）がフィルタリングを利用していなかったとの分析があるところ、これらのフィルタリングを利用していない青少年により、EMA認定サイトが利用された場合は、本来予定されている機能制限等が働かなかつたことにより犯罪被害に結びついた可能性がある⁵²。

上記に鑑みれば、EMA認定サイトに起因する犯罪が発生しているとの発表から、ただちにEMA認定につき実効性や信頼性がないとの結論を導くことは適当でないと考えられる⁵³。

②認定サイトに起因する犯罪発生に対する第三者機関の取組

EMA認定サイトのうち、サイトに起因して犯罪が発生しているとの発表があるのはコミュニティサイトである。コミュニティサイトに起因して青少年が犯罪に巻き込まれる構図や原因については、第一部でも触れたとおり、EMAも含む複数の場で検討が重ねられており、例としては「安心ネットづくり促進協議会 コミュニティサイト検証作業部会報告書 子供を護るために」（平成21年10月）、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言（「CGMに関する検討について）」」（平成22年5月）、「安心ネットづくり促進協議会 コミュニティサイト検証作業部会 中間取りまとめ 2009年度報告書「子供を護るために」からの取組状況について」（平成22年12月）、「安心ネットづくり促進協議会 2010年度 コミュニティサイト検証作業部会最終報告書」（平成23年4月）等がある。

これらのうち、「第二次提言」においてはコミュニティサイトに起因する犯罪を予防するために「ミニメールの内容確認」、「利用者の年齢認証の確実化」等が対策として挙げられており、これを受け、実際にEMAにおいては平成22年7月、パブリックコメントを経た上で、認定基準及び認定基準の概説書を変更

⁵⁰ 悪意ある成人が、青少年を、機能制限のある認定サイトから、機能制限のない非認定サイトへ誘い出すことにより、直接接触を図った事例も存在すると推測される。

⁵¹ フィルタリング利用の有無を機械的に判定し、フィルタリング利用者には18歳未満相当のサービスを提供する措置等が講じられている。第1部1のCGM運営者部分参照。

⁵² この点については「平成21年度 青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年が利用するコミュニティサイトに関する実態調査報告書」（平成22年3月 文部科学省 委託先：財団法人インターネット協会）においても考察がなされている。

⁵³ EMA認定サイトに起因する犯罪発生については、EMA認定サイト側の問題のみならず、EMA認定サイトを訪れた青少年側の問題（青少年が、意図的・積極的に、犯罪を起因するような危険な行動を取っている可能性等）も考慮される必要がある。

したところである⁵⁴。

上記の経緯からも、第三者機関はその認定につき実効性、信頼性を高めるべく努力を行っていることが認められる。

（２）第三者機関認定の実効性の向上

上記（１）で検討したように、現状においても第三者機関の認定には一定の実効性、信頼性があると認められる。しかしながら、現在の第三者機関認定の重要性、すなわち第三者機関であるEMAの認定を受けたモバイルコンテンツについては、青少年の利用に配慮した管理体制がとられたサイトであるとの認識がなされ、ブラックリスト方式のフィルタリングにおいて、例外的取扱いとされていることに鑑みれば、第三者機関認定サイトでは犯罪被害ができる限り抑止されることが理想であり、第三者機関であるEMAには認定サイトでの犯罪抑止に向け、更なる努力が望まれるところである。

「中間取りまとめ」においても、実効性の確保は第三者機関に期待される役割として挙げられており、具体的には「仮に、認定したサイトにおいて事故が発生した際、サイトの運営を行うコンテンツ事業者等が、基準を遵守していないことに起因している場合は、認定の取り消し及びその公表など迅速な対応が求められる。また、社会的変化に対応し、基準そのものについても適宜見直しを行うことが必要である。」とされている。この記載においても明らかなように、第三者機関認定サイトにおける犯罪抑止のためには、運用監視の実効性の向上と認定基準の有効性の向上が強く期待される。

第三者機関による運用監視の実効性を高める手段としては、認定サイトに対する運用監視の精度を高め、必要な場合には一時的な認定停止制度や、認定取消制度を柔軟に運用することが考えられる。

また第三者機関の認定基準の有効性を高める手段については、前記の運用監視の中で、日々生じ得る認定サイトの変化を把握し、当該変化に対応した認定基準の設定、変更を行うことが考えられる。

さらに、上記の前提として、第三者機関が広く認定サイトに関する情報を収集、取得、分析を行うことが必要と考えられる。実際に、EMA認定サイトではEMAへのリンクが貼られ、EMAに容易に通報をなし得る仕組みが整備されているところである。しかしながら、現実的に第三者機関が認定サイト全てにおける犯罪情報等を単独で収集することには人的、資金的な限界があると考えられることから、認定サイトにおける犯罪情報等の取得方法としては、広く認定サイトに関する情報提供を受ける等、既存のシステムを活用することが考

⁵⁴ EMAにおいては平成23年5月にもコミュニティサイト運用管理体制認定基準が改訂されている。

えられる。「中間取りまとめ」においても、「運営コストが過大とならないよう、既存の組織や人的資源を活用することも必要である。」との指摘がなされているところである。もっとも、第三者機関以外の機関から継続的かつ大量に情報提供を受けるとなると、第三者機関としての独立性がおびやかされるおそれも生じ得ることに留意が必要である（独立性の問題については後記4-2-2参照）。

なお、第三者機関認定の実効性の向上の検討に当たっては、第三者機関のみならず、認定を受けるサイト運営者側のコストも検討されるべきである。すなわち、実効性の向上のためにあまりに厳格な基準が設けられるならば、事業者にとって第三者機関認定の取得が過度な負担となり、認定を受けるインセンティブを低下させ、結果としてフィルタリングの普及を妨げるおそれが生じる。

このため、例えば第三者機関認定サイトに起因する被害の実態に即した実効性の高い対策を検討することは必要と考えられるが、当該対策をそのまま第三者機関の認定基準に入れ込むかどうかについては、当該抑止策の実効性と事業者の負担等について慎重に勘案した上で、第三者機関において自主的に決定されるべきと考えられる。

5-2-2 第三者機関の独立性の向上

(1) 現在の第三者機関のガバナンス

第三者機関の現在のガバナンスの状況について公表された資料等から検討するに、まずEMAの認定基準を策定する基準策定委員会は、第三者機関の組織運営、資金管理を行う理事会や、認定基準に基づいた審査・運用を行う審査・運用監視委員会から、相互に分離・独立している。また、基準策定委員会及び審査・運用監視委員会の構成員は、基準策定や審査・運用監視のそれぞれと利害関係を有しない、第三者の有識者のみから構成されている。さらに、理事会は、過半数が利害関係を有しない学識経験者であることを要すると定款で定められているところ、現在、理事に事業者に所属する者は選任されていない。よって、EMAに対して、会費を拠出している会員に事業者は存在するが、EMA全体の運営方針が事業者寄りに傾くことのないよう組織的な配慮がなされている。

以上からすれば、現状においても第三者機関において、一定程度のガバナンスが確保されていると評価できる。

(2) 第三者機関の独立性の維持、向上

第三者機関は「独立した第三者的な立場の機関」（「中間取りまとめ」）として設立されたものである。この独立性は、第三者機関が客観的で公平な立場から、サイト等の評価を中立的に行い得るための必要不可欠な要請として、強く必要

とされるものである⁵⁵。

また、独立性の問題は、5-2-1(2)で前記したように、第三者機関認定の実効性の向上と表裏一体の関係になり得ることに留意が必要である。つまり、第三者機関がその認定の実効性を高めるために他の機関と連携した場合に、連携の仕方次第では、第三者機関の独立性が問題になると考えられるからである。その中でも特に問題となり得るのは、第三者機関の基準策定や、認定取消処分等に他の機関（特に、行政機関や利害関係を有する事業者）が影響を及ぼすおそれである。とりわけ、基本的な考え方において述べたとおり、行政が青少年有害情報の判断や基準設定等に干渉すべきでないことは、法附帯決議第4項でも特に強調されているところである。

このようなおそれに対しては、5-2-2(1)において検討した現在の第三者機関のガバナンスに加え、監査的機能を有する部門において、第三者機関の活動を外部的な視点から確認し、場合によっては、第三者機関に対して助言や是正勧告を行うしくみを整備することが、実効的な対策となると考えられる。

特に、第三者機関が他機関と連携して情報の受領等を行う際には、当該監査的機能を有する部門が、第三者機関が他の機関から得た情報の受領状況等を確認し、その情報の活用方法の検討（運用監視体制や、認定基準へのフィードバック）とともに、第三者機関と当該情報提供機関との間の関係につき、定期的に確認、助言を行う体制を整備することも、第三者機関の認定の実効性と独立性を担保するのに有効な手段であると考えられる。

監査的機能を有する部門は、場合によって、第三者機関の他の部門（運用監視や基準策定を担う各委員会や、運営を担う事務局や理事会等）の方針に反対する助言や是正勧告を提出する必要もあることから、第三者機関の他の部門と利害関係を持たない見識のある人物により構成され、その監査的機能が現実に実行力を有することが望ましい。

（3）第三者機関の透明性の向上

上記5-2-2(2)により第三者機関がガバナンスを更に整備し、独立性を維持・向上させても、外部からその独立性を判断できなければ、サイト認定を行う第三者機関の独立性としては十分とはいえないと考えられる。このため、第三者機関は自らの独立性を担保する一つ的手段として、自らの透明性を高めていく必要がある。

⁵⁵ 第三者機関の独立性は、基準策定や基準該当性の判断等の本質的な部分において特に強く要請されるものであり、関係者が、第三者機関の本質的な部分にかかわることなく、第三者機関の財政的基盤を支える等して第三者機関に関与する必要性については「中間取りまとめ」においても指摘がなされているところである。

現在も、EMAはホームページ上でプレスリリース等含め、様々な情報を公表している。具体的には、自らの設立趣旨、内部の機関構造、認定基準策定システムや、実際の認定基準、実際に認定されたサイト一覧等がEMAのホームページ上で公表されている。また、EMAの認定基準の改定は、パブリックコメントを経て行われており、基準改定についても透明性が図られている。

第三者機関が更に透明性を向上させていくに当たっては、上記の事項に加え、他機関等との連携の態様、他機関等から受領した情報の活用方法等も、できる限り公表していくことが望ましい。

フィルタリングが円滑に機能するためには、第三者機関が保護者等のフィルタリング利用者の信頼を得ることが不可欠である。第三者機関が自らの独立性や前記5-2-1で検討した自らの実効性向上の試みについて積極的に公開していくことは、保護者等フィルタリング利用者からのさらなる信頼性の獲得にもつながると考えられる。

5-2-3 第三者機関の認知度の向上

(1) 第三者機関の現在の認知度

第三者機関の現在の認知度について正確な統計は見当たらない。しかしながら第三者機関の認定サイトについて正しく理解していない保護者がいるという報告からも、その認知度はなお十分とはいえないものと考えられる。

(2) 第三者機関の認知度の向上

上記5-2-2(3)で検討したように、第三者機関がその組織、活動について公表を推進しているものの、公表することのみでは、フィルタリングについて決定権を持つ保護者の認知が進まない可能性がある。よって第三者機関は自らの組織、活動を単に公表するのみならず、積極的に告知、広報していく取組が期待される。

当該告知、広報の取組に対しては、国や事業者等が支援することも考えられるとともに、携帯電話事業者の携帯端末販売窓口等において、フィルタリングの説明の一環として、第三者機関の存在、機能について保護者に対する説明がなされることも、対策の一つと考えられる。もちろん携帯電話事業者に対し過度な負担にならないよう、簡にして要を得た内容となるよう説明の標準化を図る等の配慮がなされることも重要と考えられる。

6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応

6-1 問題の所在

青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリング提供義務規定は、携帯電話インターネット接続役務（法第17条第1項）、インターネット接続役務（法第18条）、インターネットと接続する機能を有する機器（携帯電話端末等を除く）（法第19条）を対象として、事業者にはフィルタリングの提供等の義務を課すものである。携帯電話インターネット接続役務提供事業者には「フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供」という比較的重い義務を課す一方、インターネット接続役務提供事業者には「求められたときは（中略）提供」、端末（携帯電話端末等を除く）製造事業者には「利用を容易にする措置を講じた上で（中略）販売」と、比較的軽い義務を課している。

法第17条第1項、法第18条、法第19条の適用関係は、端末機器、ネットワーク、ブラウザ、利用形態の別に判断されている。この適用関係をフローチャートにしたものが別紙1である。具体的な適用関係を示した表が別紙2である。

なお、スマートフォン（携帯電話回線利用の場合）については、法第17条第1項が適用されると解されており、現状、原則として携帯電話インターネット接続役務提供事業者によってフィルタリングが確実に提供されている。一方、携帯電話端末から無線LANを通じてインターネットに接続する際には、法第17条第1項が適用されず、法第18条のインターネット接続役務提供事業者には義務が発生すると解釈されている⁵⁶。また、携帯電話回線を利用する場合であっても、通話機能を有しない端末（スレート型パーソナルコンピュータや電子書籍リーダー等）には、法第17条第1項が適用されず、インターネット接続役務提供事業者に対して法第18条の義務が、端末機器製造事業者に対して法第19条の義務が発生するとそれぞれ解釈されている。

○新たなサービスへの対応

⁵⁶ 携帯電話端末から無線LANを通じてインターネットに接続する場合について、法第17条第1項については、条文解説（平成21年3月内閣府、総務省、経済産業省）によれば、「いわゆるスマートフォンのような高機能携帯電話端末等において、公衆無線LANを用いたインターネット接続を利用することも想定されるが、公衆無線LANは、携帯電話端末等以外にも利用されるものであるため、（携帯電話インターネット接続役務には）該当しない。」（条文解説10ページ）とされており、同条同項は適用されない。また、法第19条は、フィルタリング提供義務を負う者を「インターネットと接続する機能を有する機器であって、青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びPHS端末除く。）を製造する事業者」と規定しており、携帯電話端末等の製造事業者を義務対象から明示的に除外している。しかしながら、無線LAN機能を有する携帯電話端末の製造事業者についても、法第19条の義務対象に含めるべきとの指摘も存在する。

情報通信技術の発展に伴い、例えば無線LANに接続可能な携帯電話端末や携帯電話回線の利用が可能なスレート型パーソナルコンピュータ等が出現する等、サービス（端末機器、ブラウザ及び接続形態）の多様化が進展しており、新たに出現したサービスを中心に、複数のサービスについて、青少年のインターネット利用への影響という観点から義務が重すぎるのではないか、あるいは軽すぎるのではないかという指摘がなされている。

○端末機器の設定を要するフィルタリング方式の進展

携帯電話インターネットに係るフィルタリングは、これまで端末機器の設定を要しないプロキシ方式⁵⁷が採用されてきたが、携帯電話端末の高機能化等に伴い、端末機器の設定を要する方式（インストール方式や参照サーバー方式）が採用され始めている。一方、法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者にのみフィルタリング提供義務を課しており、携帯電話端末等の製造事業者には義務を課していないため、必ずしも携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務の履行が円滑に進められていないとの指摘がある。

○「利用を条件として提供」の解釈

法第17条第1項は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、「フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供」するよう義務づけているが、具体的にどのような対応をとれば義務を果たしたのか不分明との指摘がある。

以上の新たな課題に対応し、青少年のインターネット利用環境の整備のための更なる取組の在り方を検討するため、本研究会では単なる条文への当てはめではなく、法の趣旨及び基本方針に沿って問題への対処を検討する。

6-2 フィルタリング提供義務の在り方

6-2-1 考え方の方向性

⁵⁷ プロキシ方式とは、全ての通信をHTTPプロキシ経由で行わせることで、該当のHTTPプロキシにて通信の宛先となるURL情報をフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式を指す。インストール方式とは、フィルタリング対象となるPC内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、同ソフトウェア内に保持したフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式を指す。参照サーバー方式とは、フィルタリング対象となる機器内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、インターネット上の指定されたサーバー内に保持されたフィルタリング該当サイトリストと突合することで、サイトへの通信を遮断する方式を指す。

前述のとおり、青少年インターネット環境整備法は、携帯電話インターネット接続役務（法第17条）、インターネット接続役務（法第18条）について義務に軽重を設けている。これは、法が民間における自主的かつ主体的な取組の尊重を基本理念としており、事業者に対して過度な規制となつてはならないことに鑑み、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響の軽重を義務規定に反映させたからである⁵⁸。よって、法の趣旨から、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が比較的重大なサービスについては、フィルタリングの利用を条件に役務提供を行う等により積極的な対応を事業者を求めるべきであり、影響が比較的軽いサービスについては、それに見合った対応を事業者を求めるべきである。

（影響の重大性の判断基準）

青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスは、まず第一に、パーソナル性の高いサービスであると考えられる。例えば、パーソナルコンピュータを通じてインターネットに接続する場合のように、青少年本人以外の保護者等の世帯構成員も利用することが通常想定される場合には、当該世帯構成員が青少年のインターネット利用状況を把握・管理することが容易であり、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとは言えないと考えられる。

第二に、青少年の利用の多いサービスであると考えられる。例えパーソナル性の高い端末を利用するサービスであっても、青少年がほとんど利用していないようなサービスは重大な影響を持つサービスとまでは言えないと考えられる。また、青少年の利用の少ないサービスにまで、事業者に過度の負担をかけることは避けるべきであろう。

以上をまとめると、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスは、次の2点の判断基準をともに満たすサービスであると考えられる。

① パーソナル性の高いサービス

青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性が低いサービス

② 青少年利用の多いサービス

青少年がこれを利用して青少年有害情報を閲覧する可能性が特に高いサービス

⁵⁸ 条文解説によれば、法第18条の義務が法第17条よりも軽い理由について、「青少年は携帯電話端末やPHS端末を通じて青少年有害情報に触れることが特に多い現状にあること」、「パーソナルコンピュータ等を通じてインターネットに接続する場合については、青少年以外の世帯構成員も利用していることが想定され」ること、「パーソナルコンピュータ等ではフィルタリングソフトウェアが利用可能となっていること」の3点をあげている。

6-2-2 具体的な対応

上記考え方の方向性に基づき、関係事業者は以下の具体的な対応をとることが求められる。同時に、行政には、関係事業者に対して具体的な対応をとるよう要請することが求められる。

○個別のサービスについての検討

考え方の方向性で述べたとおり、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービス（パーソナル性が高く、青少年利用の多いサービス）については、事業者にはフィルタリングの利用を条件としてサービス提供を行うことが求められ、影響が比較的軽微なサービスについては、それに見合った対応が事業者には求められる。この考え方の方向性にそって、個別のサービス（携帯電話端末（携帯電話回線利用）、携帯電話端末（無線LAN利用）、その他の携帯型通信端末（携帯電話回線利用）、その他の携帯型通信端末（無線LAN利用））について以下のとおり検討を行った。（検討結果をまとめた表は別紙3のとおり。）

【携帯電話端末（携帯電話回線利用）】

携帯電話端末で、携帯電話回線を利用してインターネットに接続するサービスについては、現在、法第17条第1項が適用され、携帯電話インターネット接続役務提供事業者には義務が課されている。

当該サービスは、端末の特性上パーソナル性が高く、青少年利用の多いサービスであり、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスであると考えられる。よって、フィルタリングの利用を条件とした役務提供が行われることが必要である。また、当該サービスの大半において、現状、ネットワーク側でフィルタリング機能が提供されていることを考えれば、義務は引き続き携帯電話インターネット接続役務提供事業者によって果たされることが適当である。以上から、法第17条第1項を引き続き維持すべきと考えられる⁵⁹。なお、いわゆるスマートフォンも携帯電話端末に含まれ、法第17条第1項の適用対象であることに異論の余地はない。

【携帯電話端末（無線LAN利用）】

スマートフォン等の携帯電話端末等で、無線LANを利用してインターネットに接続する場合は、現在、法第18条の提供義務（利用者から求められたとき

⁵⁹ ただし、後述のとおり、フィルタリング技術が多様化しており、ネットワークではなく携帯電話端末側でフィルタリング機能を提供する場合も考えられる。

に提供する義務)⁶⁰が課されている。この場合に、関係事業者（インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続可能機器製造事業者）に、フィルタリングの利用を条件として役務提供する義務を求めるかどうか問題となり得る。

この点、パーソナル性の高い携帯電話端末を利用したサービスであるものの、現時点では無線LANの青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、役務提供の際にフィルタリングの利用を条件とする法改正を現時点で行う必要性は認められないと考えられる。ただし、今後、本研究会において定期的に普及度合いを検証し、相当程度の割合に達した場合は、関係事業者の利用を条件とした提供を求める必要があると考えられる。

以上のように、現時点では、関係事業者に対してフィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めるまでは要しないと考えられるが、今後の無線LANの普及を見越して、現時点から利用環境整備に向けた実効性ある対策を行う必要がある。

現状、一般の利用者や保護者に対して、そもそも無線LANに接続可能な携帯電話端末が存在することや、無線LANを通じて接続した際にフィルタリングがかからない場合が存在すること等の周知は進んでいない。普及度合いが高くないとはいえ、意図せざるフィルタリング無しでの接続が生じることを考えれば、少なくとも携帯電話事業者及び販売代理店には、無線LAN接続に係る説明を携帯電話端末販売時に行うことが求められると考えられる。

また、今後、無線LAN機能を標準搭載するスマートフォンの急速な普及が見込まれることを考えれば、無線LANを利用したインターネット接続にフィルタリングがかからない現在の状況は望ましいとはいえ、携帯電話端末製造事業者は、必要に応じフィルタリングソフトウェア開発事業者等の関係事業者と協力し、無線LAN接続の際にも機能するフィルタリング等の閲覧制限機能を携帯電話端末に搭載可能とする等して容易に利用できる措置を講じることにについて検討を開始することが望ましい。

なお、インターネット接続役務提供事業者は、法第18条に基づき、利用者から求められたときはフィルタリングを提供する義務を負うが、条文解説によれば、「『提供』とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することを含む」（条文解説23ページ）とされており、例えばホームページ内にお

⁶⁰ 上述のとおり、携帯電話端末の製造事業者は法第19条の義務対象から明示的に除外されているものの、無線LAN機能を有する携帯電話端末の製造事業者については、法第19条の義務対象に含めるべきとの指摘が存在する。

いて、利用者が容易に認識可能な形で、一般的に利用可能なフィルタリングを紹介することで本条の義務を履行したと解されている。また、契約者数が5万を超えない場合については、影響が軽微な場合として本条の義務対象から外れる。(『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第2条』)

以上の検討を踏まえると、関係事業者には以下の事項が当面具体的に求められると考えられる。

① インターネット接続役務提供事業者

インターネット接続役務提供事業者は、法第18条に基づき、少なくともホームページ内において、利用者が容易に認識可能な形で、一般的に利用可能なフィルタリングを紹介する等して、利用者から求められたときはフィルタリングを提供しなければならない。

② 携帯電話事業者及び販売代理店並びに携帯電話端末販売事業者

(i)無線LAN接続機能の有無、(ii)無線LAN接続時におけるフィルタリングの利用の可否(利用できる場合はその方法)、(iii)無線LAN機能の制限の可否(制限できる場合はその方法)について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者に説明することが求められる。

③ 携帯電話端末製造事業者

必要に応じフィルタリングソフトウェア開発事業者等の関係事業者と協力し、無線LAN接続時においても、フィルタリング等の閲覧制限機能や、パスワードで無線LANの設定を制御する機能を、携帯電話端末に搭載可能とするなどして容易に利用できる措置を講じることについて検討を開始することが望ましい。

【その他の携帯型通信端末(携帯電話回線利用)】

次に、携帯電話端末ではない端末であって、青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性が低い携帯型の通信端末(通話機能のないスレート型パーソナルコンピュータ、携帯型オーディオプレイヤー、ポータブルゲーム機及び電子書籍リーダー等)で、携帯電話回線を利用してインターネットに接続した場合に、フィルタリングの利用を条件として役務提供を求めることが適当かどうか問題となり得る。

この点、これらの通信端末については現時点では携帯型通信端末の青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、役務提供の際にフィルタリングの利用を条件とする法改正を現時点で行う必要性は認められないと考えられる。ただし、本研究会において、今後、青少年への普及度合い及び青少年による端末の利用実態を検証し、これを踏まえて追加的な対応の必要性が認められ

れば、関係事業者に、役務提供の際にフィルタリングの利用を条件とすることが求められる。

【その他の携帯型通信端末（無線LAN利用）】

最後に、携帯電話端末ではない端末であって、青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性が低い携帯型の通信端末で、無線LANを利用してインターネットに接続した場合に、フィルタリングの利用を条件として役務提供を求めるかどうか問題となり得る。この点、現時点では無線LANの青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、役務提供の際にフィルタリングの利用を条件とする法改正を現時点で行う必要性は認められないと考えられる。ただし、本研究会において、今後、ネットワーク及び通信端末について青少年への普及度合い及び青少年による端末の利用実態を検証し、これを踏まえて追加的な対応の必要性が認められれば、関係事業者には、フィルタリング利用を条件として役務を提供することが求められると考えられる。

6-3 スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応について⁶¹

○問題の所在と現状

スマートフォンでは、通常のウェブブラウザによるウェブサイトの閲覧に加え、アプリケーションソフト⁶²を用いて、インターネット上の情報を閲覧したり、機能を利用したりする形態が一般的となっている。アプリケーションソフトは、一部のもがスマートフォン購入時に既に搭載されているほか、事後的にインターネット上からダウンロードすることが可能である。

これらのアプリケーションソフトの多くはインターネットに接続する機能を有している。しかしながら、現時点のフィルタリングは、一般的なウェブブラウザを用いたウェブブラウジングにのみ対応しており、アプリケーションソフトによるインターネット接続に対応しておらず⁶³、青少年がフィルタリングに加入しても、青少年有害情報の閲覧を防ぐことができないため、何らかの対応が必要である⁶⁴。

現状、アプリケーションソフトを通じた青少年有害情報の閲覧を制限する仕

⁶¹ アプリケーションを通じたインターネット接続については、スマートフォンだけでなく、タブレットPC等でも問題となりうるが、ここでは青少年への急速な普及が特に予測されるスマートフォンについて検討を行った。

⁶² ウェブブラウザもアプリケーションソフトの一つではあるが、本提言では、区別して記述している。

⁶³ これは、現在、アプリケーションソフトを通じた接続先のURLが、フィルタリングリスト提供事業者のフィルタリングリストの対象とされていないためである。

⁶⁴ また、フィルタリングの対象となっていないウェブブラウザを利用することによって、フィルタリング回避が可能な場合もあるとの指摘がある。

組み（以下、「青少年有害情報閲覧制限機能」という。）は、（１）プラットフォーム事業者⁶⁵によるダウンロード制限機能による対応⁶⁶と、（２）特定のアプリケーションソフトの起動を制限する機能を有するアプリケーションソフトによる対応⁶⁷の他、（３）携帯電話事業者等が、ネットワーク上で特定のアプリケーションソフトを通じたインターネット接続を制限する対応⁶⁸が考えられる。現在（１）についてはプラットフォーム事業者によって、（２）については携帯電話事業者によって既に提供されており、利用者及び保護者による利用が可能な状態にある⁶⁹。

○検討

（保護者の認識向上の必要性と関係事業者による説明の必要性）

上述のとおり、アプリケーションソフトを通じたインターネット接続については、従来のウェブブラウジングとは異なり、フィルタリングでは青少年有害情報の閲覧を制限できず、別途青少年有害情報閲覧制限機能の利用等が必要であるが、この点について必ずしも保護者の認識が高いとはいえない。基本方針③にも明らかなように、青少年のインターネット利用環境整備について、一義的に役割を担い権利を持つのが保護者であることからすれば、まず保護者はこの点について認識を高めることが必要である。

また保護者におけるアプリケーションソフトの認識向上を補助するため、携帯電話事業者及び販売代理店には、青少年有害情報閲覧制限機能の利用の可否等に係る説明を携帯電話端末販売時に行うことが必要である。

（アプリケーションソフトを一定の基準に基づき選別する青少年有害情報閲覧制限機能の必要性）

急速な普及が予測されるスマートフォンにおいて、アプリケーションソフトを通じたインターネット接続が一般的な利用形態になっていることから、携帯

⁶⁵ プラットフォーム事業者は、通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能を営んでおり、代表的な例としてはOSベンダーやアプリケーションソフトをダウンロードする場を提供している事業者があげられるが、その形態は多種多様であり明確に定義することは困難である。スマートフォン上では、App Storeを提供しているApple社やAndroid Marketを提供しているGoogle社はプラットフォーム事業者にあたる。

⁶⁶ 例えば、iOSやAndroidを実装したスマートフォン上のペアレンタルコントロール機能が（１）にあたる。

⁶⁷ 例えば、ソフトバンクモバイル（株）が提供する「あんしん設定アプリ」が（２）にあたる。

⁶⁸ 現状の携帯電話フィルタリングは、HTTP以外のプロトコルによるインターネット接続には対応していない。

⁶⁹ ただし、スマートフォンの機種等によっては利用しえない場合もある。

電話事業者はもとより、携帯電話端末製造事業者及びプラットフォーム事業者を含む関係事業者において、アプリケーションソフトに係る青少年有害情報閲覧制限機能を利用者及び保護者が容易に利用可能な状態にすることが必要である。

その際、利用者及び保護者が自身の判断で利用制限対象アプリケーションソフトを選択するにあたって、判断の参考となる情報なしでは、適切に判断することは一般に困難であると考えられることから、関係事業者は、一定の基準に基づきアプリケーションソフトを選別する青少年有害情報閲覧制限機能を、利用者及び保護者が利用可能な状態にすることが必要と考えられる⁷⁰。

(より実効的な青少年有害情報閲覧制限機能を目指して)

現在の青少年有害情報閲覧制限機能においては、コンテンツ事業者等が当該事業者のアプリケーションソフトについて青少年保護に配慮した運営を行っていた場合であっても、そういった自助努力は評価されず、画一的に閲覧制限の対象となる状態となっている可能性がある。また、逆に、青少年有害情報に該当し得る情報が閲覧可能なアプリケーションソフトであっても、カテゴリ分類が困難であったり利用者の価値観をきめ細かく反映できていなかったりして、画一的に閲覧可能となっている可能性がある⁷¹。こういった課題に対しては、長期的には、例えば公正・中立な立場から客観的にアプリケーションソフトを評価する第三者機関の認定を受けたアプリケーションソフトについては制限対象外とすることや、利用者や保護者から制限対象とすべき(すべきでない)といった意見を受け付け基準や選別結果に反映させること、利用者や保護者が制限対象アプリケーションソフトを選択可能にすることなど、多様性と選択性を確保した実効的な有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じていくことが望ましい。

○関係事業者に求められる事項及び期待される事項

以上の検討をまとめると、アプリケーションソフトを通じた青少年有害情報の閲覧に対応するため、関係事業者に求められる事項、期待される事項は以下のとおりである。

⁷⁰ 現状、(2)については、利用者及び保護者が自身の判断で利用制限対象アプリケーションソフトを選択する際に、判断の参考となる情報が当該アプリケーションソフトには備えられておらず、適切な判断が困難であるとの指摘がある。

⁷¹ 構成員から、現状、CGM サイト等については、ウェブブラウザを通じた接続ではフィルタリングによる閲覧制限の対象となっているにも関わらず、アプリケーションソフトを通じた接続では(1)の方法による閲覧制限の対象となっていないため問題ではないかとの指摘があった。

① 保護者の認識向上、関係事業者による説明

保護者には、アプリケーションソフトを通じたインターネット接続については、従来のウェブブラウジングとは異なり、フィルタリングでは青少年有害情報の閲覧を制限できず、別途青少年有害情報閲覧制限機能の利用等が必要である点について、認識を高めることが求められると考えられる。

保護者の認識向上を補助するため、携帯電話事業者及び販売代理店は、スマートフォンのアプリケーションを通じたインターネット接続及び青少年有害情報閲覧制限機能の利用の可否及び利用できる場合はその方法について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者に説明することが求められると考えられる。

② アプリケーションソフトを一定の基準に基づいて選別した青少年有害情報閲覧制限機能を容易に利用可能とする措置

携帯電話事業者とともに、携帯電話端末製造事業者及びプラットフォーム事業者を含む関係事業者においては、アプリケーションソフトを一定の基準に基づき選別した上でアプリケーションを制限する青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められると考えられる⁷²。ただし、確実な制限機能提供のためには、当該機能の在り方や技術的な仕組み等について、関係事業者による慎重な検討が必要と考えられる。

「利用を容易にする措置」とは、通常の利用者及び保護者であれば容易に利用することができる状態にすることを指しており、端末販売時に機能が動作している状態（いわゆるデフォルトオン）であることまでは必要とされていないと考えられる。ただし、利用を容易にする措置とすべきかデフォルトオンとすべきかについては、青少年によるアプリケーションソフトの利用状況によって変わりうるものであり、不断に見直しが行われることが必要と考えられる。

③ より実効的な青少年有害情報閲覧制限機能

携帯電話事業者、携帯電話端末製造事業者及びプラットフォーム事業者を含む関係事業者は、長期的には、例えば、利用者や保護者の価値観を反映させた機能とすることや、公正・中立な立場から客観的にアプリケーションソフトを評価する第三者機関の認定を受けたアプリケーションソフトについては制限対象外とすること、利用者や保護者から制限対象とすべき（すべきでない）といった意見を受け付け基準や選別結果に反映させること、利用者及び保護者が制限対象アプリケーションソフトを選択可能にすること等を行って、多様性と選択性を確保した実効的な青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置

⁷² (1)の現在プラットフォーム事業者が提供しているペアレンタルコントロール機能は、一定の基準に基づく青少年有害情報閲覧制限機能に該当する。

を講じていくことが望ましい。

6-4 フィルタリング設定手順の在り方

法第17条第1項のフィルタリング提供義務を果たすためには、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供開始時に確実にフィルタリングの利用が可能な状態にしておくことが必要である。また、役務提供開始時に、フィルタリング実装の設定を保護者自らが設定する運用の場合は、過度に困難な設定手順を要求すべきではないと考えられる。この点、現行法の解釈上必ずしも明確ではないため、総務省には解釈を明確化することが求められる。

現在、役務が既に提供されているにも関わらず、フィルタリングが利用できない状態が生じている事業者や、過度に困難な設定手順を要求している事業者は、運用を改めることが求められると考えられる。

6-5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者と端末機器製造事業者の協力の推進

現在、様々なフィルタリング技術が確立しており、端末やネットワークの多様化に対応し、その状況によって最も適切なフィルタリング技術が選択されることが望ましい。青少年有害情報への対応としてフィルタリングの利用を条件に役務提供を行う義務を規定している法第17条第1項の趣旨に鑑みれば、例えば携帯電話端末にフィルタリングソフトウェアをプリインストールして提供する等、ネットワークではなく携帯電話端末側でフィルタリング機能を提供する場合も、法第17条第1項の義務を果たしていると考えられる。総務省には、この点を明確化するため、所要の措置を執ることが求められる。

現状、携帯電話インターネット接続役務提供事業者と端末機器製造事業者は、相互に協力してフィルタリングを提供している。しかしながら、ネットワークや端末機器の状況は不断に変化しており、フィルタリングの在り方もこれに伴って変化していくものと考えられる。こうした環境変化に対して、今後も、青少年インターネット環境整備法に定められた責務を果たすよう、関係事業者が円滑に協力関係を構築して、取組を進めていくことが求められると考えられる。

おわりに ～青少年保護・バイ・デザイン (PCO by Design) の提唱～

本提言は、青少年によるCGMサービスの利用の拡大やスマートフォンに代表されるインターネット接続可能機器等の多様化の進展等、青少年のインターネット利用環境における急激かつ巨大な変化に対応するため、主に、各関係者に求められる事項や期待される事項について、本研究会としての考えをまとめたものである。行政をはじめとする各関係者には、本提言に速やかに対応していただくことを期待したい。

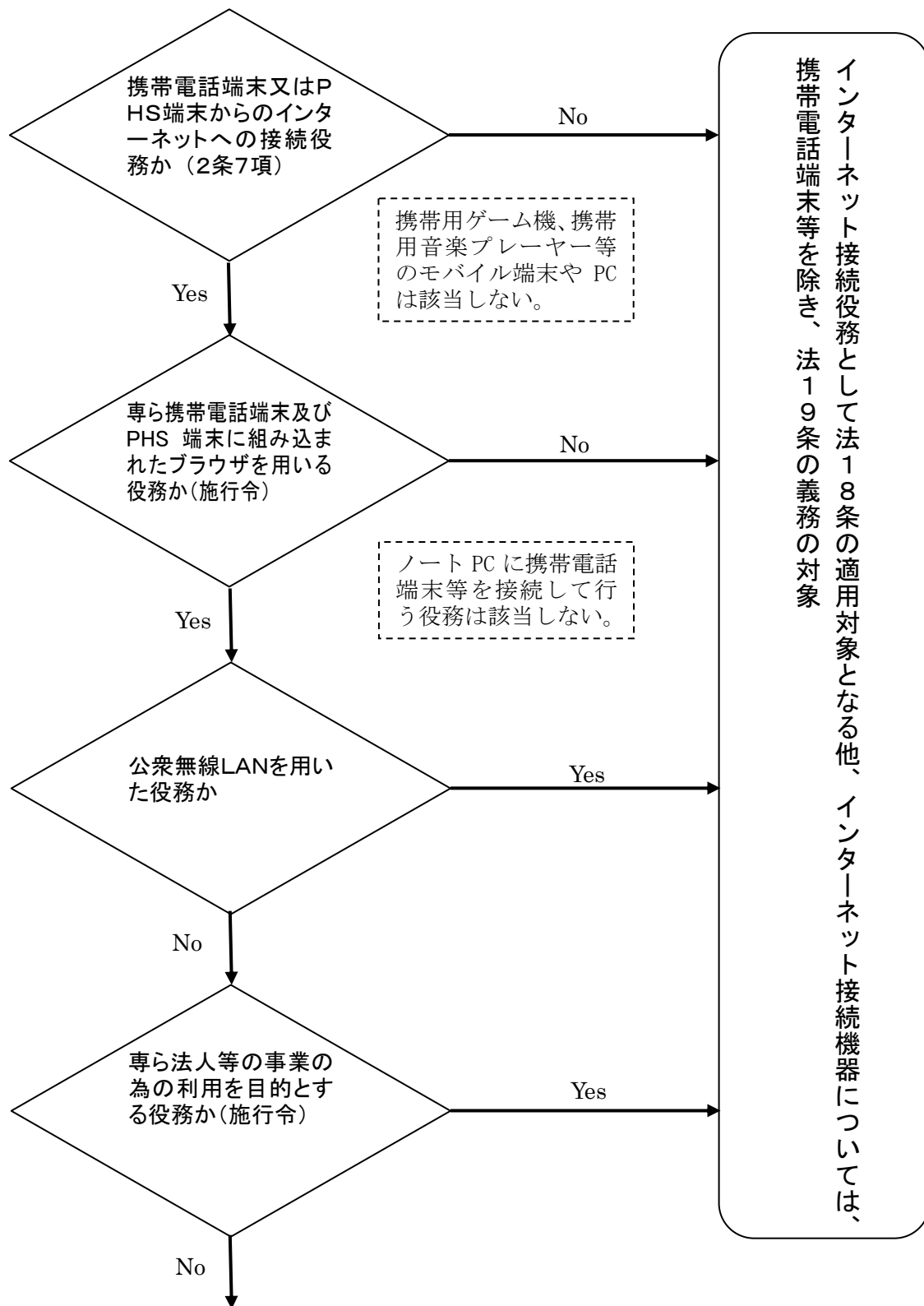
本提言をまとめる上で最も困難であったのは、日々新しく生まれる機器やサービスが、青少年利用を想定していなかったり、青少年利用を想定していたとしても十分な青少年保護が図られていなかったりしたりするため、あたかもパッチワークのように各関係者に求められる事項や期待される事項を整理しなければならなかった点であった。

思うに、こうした事態は機器やサービスを提供する事業者にとっても、利用者にとっても、不幸な状況といえる。事業者にとっては、機器やサービスのリリース後に新たな対応を求められることとなり、追加の費用が生じたり複雑なシステム構成となることを余儀なくされたりする。また、利用者にとっては、事業者が対応するまでの間、十分な保護を受けられないこととなる。

そこで、本提言の締めくくりにあたって、本研究会は今後のインターネット上の青少年保護 (Protection of Children Online, PCO) のための一つの重要な概念として、近年、国際的に注目されているプライバシー・バイ・デザイン (Privacy by Design) にちなんで、「青少年保護・バイ・デザイン (PCO by Design)」を提唱したい。この概念は、新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制の整備等を行うことを示すものである。これは、現状においては、いくぶん曖昧な概念であり、どこまでの保護を図るべきかなど、具現化にあたっての課題は多い。しかしながら、インターネット利用環境の変化が急激に進展する今日、この概念が広く受容されることが、新たな機器やサービスの提供による利便性の向上に配慮しながら、実効的な青少年保護を実現する上で大きな意味を持つと考えられる。

関係者が一層の努力をされることを期待する。

フィルタリング提供義務について



携帯電話インターネット接続役務として、法17条の適用対象

○青少年インターネット環境整備法の適用関係について

端末又は機器の種類		携帯端末		その他携帯端末 (携帯電話/PHS端末を除く)				固定端末					
対象端末/機器		携帯電話/PHS端末(ブラウザフォン、スマートフォン)		ポータブルゲーム機(DS、PSP等)	携帯オーディオプレイヤー(iPod Touchなど)	スレート型PC(iPadなど)		PC		ゲーム機(Wii、PS3等)	インターネット対応型テレビ、テレビチューナー	ビデオカメラ、DVDプレイヤー等、カメラ	カーナビ、GPS装置、冷蔵庫等の家電等(19条但書の対象)
接続の種類		携帯電話回線	無線LAN(WiFi接続)	無線LAN(WiFi接続)	無線LAN(WiFi接続)	携帯電話回線	無線LAN(WiFi接続)	携帯電話回線	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)	有線接続、無線LAN(WiFi含む)
上 青 少 年 イ ン タ ー ネ ッ ト 環 境 整 備 法	17条 ^(注1) (携帯ISPの義務)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18条 ^(注2) (ISPの義務) ※大手ISPのみ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	19条 ^(注3) (機器製造事業者の義務)	×	注4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
備考										施行令第3条 経産省H21告示	施行令第3条 経産省H21告示	施行令第3条 経産省H21告示	施行令第3条 経産省H21告示

注1 17条が適用される携帯電話インターネット接続役務：
インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)をいう。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)とする。
※ ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。

注2 18条の適用対象外： 青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が警備な場合
→ インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合。

注3 19条の適用対象外： ①携帯電話・PHS端末
②同条に規定する機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合。
③青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合(=カーナビ)
④当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合
⑤経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、同一の事業者が製造した当該機器の当該年度の前年度における販売数量が一万台を超えない場合において、当該事業者が製造した当該機器を当該年度に販売するとき。
(パーソナルコンピュータ、データ収集装置、テレビ受像機、ビデオカメラ、ビデオディスクプレーヤー、テレビジョンチューナー(部品として他の機器に組み込まれるものを除く。)、カメラ、家庭用テレビゲーム)

注4 携帯電話端末の製造事業者は法第19条の義務対象から明示的に除外されているものの、無線LAN機能を有する携帯電話端末の製造事業者については、法第19条の義務対象に含めるべきとの指摘が存在する。

○検討結果

端末又は機器の種類	携帯端末		その他携帯端末 (携帯電話／PHS端末を除く)						固定端末					
	携帯電話／PHS端末(ブラウザフォン、スマートフォン)		ポータブル ゲーム機 (DS、PSP等)	携帯オーディオプレイヤー (iPod Touchなど)		スレート型PC (iPadなど)		PC	ゲーム機 (Wii、PS3等)	インターネット 対応型テレビ、テレビ チューナー	ビデオカメラ、DVDブ レイヤー等、カメラ	カーナビ、GPS装置、 冷蔵庫等の家電等 (19条但書の対象)		
接続の種類	携帯電話回線	無線LAN (WIFI接続)	携帯電話回線	無線LAN (WIFI接続)	携帯電話回線	無線LAN (WIFI接続)	携帯電話回線	無線LAN (WIFI接続)	携帯電話回線	有線接続、 無線LAN(WIFI含む)	有線接続、 無線LAN(WIFI含む)	有線接続、 無線LAN(WIFI含む)	有線接続、 無線LAN(WIFI含む)	有線接続、 無線LAN(WIFI含む)
携帯ISP	フィルタリングの利 用を条件とする	—	—						—					
ISP	—	ホームページ内において、利用者が容易に認識可能な形で、一般的に利用可能なフィルタリングを紹介する等して、求められたときはフィルタリングを提供	求められたときはフィルタリングを提供						求められたときはフィルタリングを提供					適用除外
機器製造事業者	携帯ISPへの 協力を求める	※	フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売						フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売					適用除外
		青少年への普及度合い及び青少年による利用実態を検証した結果、追加的な対応の必要性が認められれば、フィルタリングの利用を条件とする。	青少年への普及度合い及び青少年による利用実態を検証した結果、追加的な対応の必要性が認められれば、フィルタリングの利用を条件とする。											
携帯電話事業者及び販売代理店並びに携帯電話端末販売事業者	—	(i)無線LAN接続機能の有無、(ii)無線LAN接続時におけるフィルタリングの利用の可否(利用できる場合はその方法)、(iii)無線LAN機能の制限の可否(制限できる場合はその方法)について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者説明することを求める。	—						—					

※携帯電話端末の製造事業者は法第19条の義務対象から明示的に除外されているものの、無線LAN機能を有する携帯電話端末の製造事業者については、法第19条の義務対象に含めるべきとの指摘が存在する。

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 構成員一覧

(敬称略 平成23年7月現在)

座長	ほりべ 堀部	まさお 政男	一橋大学名誉教授
座長代理	あいだ 相田	ひとし 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	おかむら 岡村	ひさみち 久道	弁護士 国立情報学研究所客員教授
	きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会
	きよはら 清原	けいこ 慶子	三鷹市長
	くわこ 桑子	ひろゆき 博行	社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員長
	こくりょう 國領	じろう 二郎	慶應義塾大学総合政策学部長
	ながた 長田	みき 三紀	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	のはら 野原	さわこ 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	ふじわら 藤原	まりこ まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
	べっしょ 別所	なおや 直哉	安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長
	まつもと 松本	つねお 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 青少年インターネットWG 構成員一覧

(敬称略 平成23年7月現在)

主 査	ほりべ 堀部	まさお 政男	一橋大学名誉教授
主査代理	ふじかわ 藤川	だいすけ 大祐	千葉大学教育学部教授 学長特別補佐
	ししど 宍戸	じょうじ 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
構成員	あおやぎ 青柳	なおき 直樹	グリー株式会社取締役執行役員CFO国際事業本部長
	いしど 石戸	ななこ 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS副理事長
	いしの 石野	じゅんや 純也	ジャーナリスト
	うえぬま 上沼	むらた 紫野	弁護士(虎ノ門南法律事務所)
	かまた 鎌田	まきこ 真樹子	監視事業者連絡会事務局
	かんばん 上林	やすし 靖史	株式会社ディー・エヌ・エー執行役員経営企画本部長
	きし 岸	ちあき 千明	社団法人全国高等学校PTA連合会代表監事
	きしはら 岸原	たかまさ 孝昌	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構事務局
	きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会
	こあくつ 小塚	しんじ 真司	社団法人日本PTA全国協議会環境対策委員会副委員長
	こいずみ 小泉	ふみあき 文明	株式会社ミクシィ取締役経営推進本部長
	せき 関	とし 聡司	楽天株式会社執行役員広報渉外室長
	そが 曾我	くにひこ 邦彦	安心ネットづくり促進協議会副会長
	たかはし 高橋	たいよう 大洋	ネットスター株式会社コーポレートコミュニケーション部長
	たけいち 武市	ひろあき 博明	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会常務理事
	たけうち 竹内	かずお 和雄	大阪府寝屋川市教育委員会指導主事
	たていし 立石	としあき 聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長
	ながた 長田	みき 三紀	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	はまたに 濱谷	のりお 規夫	社団法人電気通信事業者協会青少年有害情報対策部会長
	ふじわら 藤原	まりこ まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
	べつしよ 別所	なおや 直哉	ヤフー株式会社最高コンプライアンス責任者(CCO)・法務本部長 兼政策企画室長
	やすかわ 安川	まさし 雅史	全国webカウンセリング協議会理事長

オブザーバ 内閣官房情報通信技術(I T)担当室
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)付
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
経済産業省商務情報政策局情報経済課

「青少年インターネットWG」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成22年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年インターネットWGの進め方について ・青少年のインターネット利用を取り巻く状況について（安川構成員から発表） ・各関係者の取組状況と今後の課題について（竹内構成員、上林構成員、高橋構成員から発表）
第2回	平成22年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府検討会（青少年インターネット環境の整備等に関する検討会）への報告について ・各関係者の取組状況と今後の課題について（曾我構成員、濱谷構成員、岸原構成員、鎌田構成員（代理：江戸氏）、竹内構成員から発表）
第3回	平成22年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング提供義務のあり方について（藤川主査代理から発表） ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について（社団法人電気通信事業者協会、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントからヒアリング）
第4回	平成22年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング提供義務のあり方について（藤川主査代理から発表） ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について（藤川主査代理から発表） ・特定サーバー管理者に求められる事項について（宍戸主査代理から発表）
第5回	平成22年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府検討会への報告について ・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について（宍戸主査代理から発表）

		<ul style="list-style-type: none"> ・アップルジャパン株式会社への質問について ・特定サーバー管理者に求められる事項について（宍戸主査代理から発表、インターネット・ホットラインセンターからヒアリング） ・第三者機関のあり方について（宍戸主査代理から発表）
第6回	平成23年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について ・特定サーバー管理者に求められる事項について ・第三者機関のあり方について（宍戸主査代理から発表）
第7回	平成23年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告について
第8回	平成23年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府検討会への報告について ・最終報告までに検討を要する課題について
第9回	平成23年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府検討会の状況について ・OECDにおける検討の状況について ・最終報告までに検討を要する課題について（藤川主査代理、宍戸主査代理から発表）
第10回	平成23年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告について